

平成30年 3 月 7 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
書 記	坂 本 裕美子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
防災安全課長	石 川 幸 一
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
環 境 課 長	原 田 英 雄
商工観光課長	井 上 啓 時
林業振興課長	若 杉 信 嘉
上下水道局長	溝 上 啓 之

議事日程第4号

平成30年3月7日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 角 田 恵 一 議員
- 2 服 部 良 一 議員
- 3 橋 本 正 敏 議員
- 4 高 橋 信 広 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に橋本正敏議員及び高橋信広議員要求の資料を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。11番角田恵一議員の質問を許します。

○11番（角田恵一君）

皆様おはようございます。11番角田恵一でございます。本日最初の一般質問を行わせていただきたいと思います。

さて、さきの通告により一般質問を行わせていただきますが、今回の質問事項につきましては2点ではございますけれども、初日の一般質問及びきのうの一般質問において同僚議員のほうから、庁舎建設の問題、あわせて公立八女総合病院の問題について質問もなされております。そういった意味で、その回答を受けて私自身も幾つか納得した部分もありますけれ

ども、またあえて質問をさせていただく部分もございますので、できるだけ重複する部分は避けたいと思いますけれども、執行部におかれましては、そういったことをお含みの上、答弁をお願いしたいと思うところでございます。

あとは1回目の答弁を受けて質問席より質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

では、おはようございます。11番角田恵一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、庁舎建設でございますが、平成28年第5回12月定例会における庁舎建設に対する市長答弁と現時点では同じであるのかというお考えをお持ちでございますので、そのことにも触れていきたいと思っております。

前回、角田議員からの御質問に対し、庁舎建設については具体的な進め方の考えはないが、さまざまな角度から検討を加えながら、安心・安全な庁舎を念頭に進めてまいりたい旨の答弁をさせていただいたところでございます。

それからこの間、先進地を視察するとともに、安心・安全なまちづくりの観点、地域のまちづくりの観点など、広い観点を持ちながら、市庁舎機能のあり方などについて調査研究を進めてまいりました。その結果を踏まえ、現本庁舎のさまざまな課題解決のためには新たな庁舎機能の確保が必要であると考え、判断し、平成30年度より新庁舎建設に向け作業を進めてまいります。

次に、業務継続計画の策定状況はという御質問でございました。

大規模災害時における業務継続計画については策定作業を進めており、先月、策定委員会を開催し、計画案を協議いたしました。間もなく策定作業が完了いたします。

次に、公立八女総合病院についてでございますが、今回、議会が提言した今後の公立八女総合病院のあり方についての執行部としての考えをお尋ねしたいということでございます。

執行部としましては、地域医療あり方検討委員会を立ち上げ、現状や課題について分析し、調査研究を進め、統合、現状維持、指定管理など、あらゆる観点から協議を重ねております。

議会から公立として残していくことは適当であると報告書が提出されておりますように、不採算部門を担うのは自治体病院の使命であり、八女東部地域の医療を確保するためには重要であると認識をいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（角田恵一君）

では、第1回の答弁と、また、昨日の牛島議員に対する庁舎問題等についての答弁も含めて、ちょっと幾つか確認も含めてお伺いしたいと思います。実は今回、平成30年度の当初予算に庁舎建設関係の予算が出ておりますので、予算審議等の兼ね合いもございましてな

かなか踏み込めない部分もあるかと思いますが、その辺は質問の内容によって議長のほうで修正方よろしく願いしておきたいと思うところです。

市長が一昨年(2020年)の12月議会で答弁された庁舎問題については、私はその段階から市長の考え方があって前に来たと思っており、現在まで。ただ、もう1年以上過ぎた中での今の庁内におけるそういう検討委員会という部分というか、そういう検討がなされるということでございますけれども、一昨年12月議会のときの市長の答弁中で、きのうも財源的な問題も出ておりました。そういった中で、当初は平成32年という年度の問題で、実は合併推進債ですか、この期限というのが国の方針で平成36年に延びたから、その間という部分とあわせて、今度は市長はできるだけ早いという考え方の中で国が平成36年まででいいんだよという考え方を出示していただいたので、そういったことがあるけれども、平成36年までにやろうとすると、長期間になるので、基本的には平成32年、当初の考え方、これで私としてはいきたいという答弁を市長のほうからしていただきました。

そういった中で、平成32年となると、あと3年ですから、そういった部分も含めて、現段階において、今回出されております議案資料の中の論点形成の根拠の中にも平成36年というのが出されております。それについての現段階においての年度の問題の考え方を含めて、市長としてどう考えておられるのか。というのが、私は平成32年という部分をやっぱり市長としては思い切った考え方で出されたなという思いを当時しておりました。そういった中で、市長自身の体調の問題もございましたと思いますが、そういった中での部分もあるし、また、実務的にどうなのかという思いもありましたけれども、やはり平成36年までということになりますと、もう7年以上かかる、今からかかるわけですね。そういった中で、私が当時12月で言ったのは、やはり今いろいろな状況の中で災害等が起きている状況で、本当の意味で早くしないと、いざというときにはどうかという思いもありましたので、こういったことを含めて、その当時の思いと現段階による部分の考え方について、市長の考え方をまずお聞きして、その後、ちょっと中身に入らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○市長（三田村統之君）

確かに一昨年(2020年)の12月定例議会で角田議員の御質問に対して、完成を平成32年という目標として答弁をした記憶を私も十分承知いたしております。

1つは、関連する八女市、広川町の問題だけでなく、一番大事なことは公立八女総合病院がどれだけの（「済みません、公立八女総合病院の問題じゃなくて、庁舎の考え方で今お聞きしているんですけど」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。

済みません、庁舎のことですね。それで、庁舎については平成32年で考えておりましたけれども、財源の問題ですとか、いろんなさまざまな課題もありますので、できれば平成36年

ではなくて、市民の理解を得て、議会の皆さん方の理解を得て、設計ができ上がりますと、あとは建築については一定の期限を設定することができますが、それまで慎重にやはり、先ほど申し上げたように、調査研究、あるいはまた、この庁舎ができた当時からもう30年、40年の経過を踏まえております。この間、行政需要が物すごく実は増加をしておりますし、非常に市民の皆さん方の利用が不合理であるということもございます。また、議会も今、分離をいたしておりますので、これもいち早くやはり行政棟と同じ施設の中に移動すべきだという基本的な考え方もありますので、できるだけ早く、平成36年までにはならないと思えますけれども、庁舎の建設については、ですから、ある程度構想が立ち上がりますと、かなりスピードを上げて建設に向かっていきたいと思っております。

平成36年度はあくまでも実は最長の時期でして、できれば私の希望としては少なくともあと3年ぐらいで何とかできればなと考えております。

○11番（角田恵一君）

市長の思いは今わかりましたが、じゃ、これを受けて事務方の関係でちょっとお伺いしたいんですけど、今回出されております資料の中の論点形成の根拠の中に、将来の部分の中に平成36年度をめどに事業完了をするという資料が出されております。市長の思いは今そういう思いがあるわけですけども、現実的な問題の中で、これから先、例えば、ここにも出されておりますけれども、市民に対するアンケートを実施、それと懇談会、市民説明会、パブリックコメント、こういった部分を実施しながらした場合、あわせて、私がちょっと思うに、これは財源的な問題もあると思うんですけども、これから先も消費税の10%の問題、また、東京オリンピックに向けた、2020年に向けた資材高騰のいろいろな課題、そういったのを含めたときに、じゃ、それを過ぎたほうがいいのかという問題もありますけれども、事務的に、本来言うなら、一昨年からそういう市長の方向を得た段階ではもう少しスピーディーにやっていたら良かったという思いもあるんですけど、これから先やっていただくと思えますけれども、平成36年を一番最後の考え方として持っていられるわけですか。その辺についての担当課としての考え方をお願いしたいと思えます。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今回、今年度の予算で基本計画の策定ということでしております。今回の基本計画の内容としては、現庁舎の現状課題の整理から始まりまして、新庁舎の必要とされる機能や整備方針、それから規模の設定や施設の中身の配置計画などなどを検討していく予定になっております。

事務方としての通常の工程として考えておりますのは、基本計画の後に実施設計、その実施設計の後に建築工事と入っていきますので、これに対しましては平成30年度に基本計画を

立てた後に、通常の工期で申しますと、実施設計から建築工事まではおおよそ3年程度はかかるのではないかとと思われるところであります。

したがって、平成36年度というのは、今、市長から答弁ありましたとおり、合併推進債の借入期限の一番お尻でありますから、それは最終でありますけれども、それよりか一、二年は前倒して、通常工期でいえば完成ということを経済局としては考えておるところでございます。

それから、アンケート、市民説明会、パブリックコメント、有識者会議等々の考えですけれども、これは今回の基本計画策定の中の業務として考えておるところでございます。

○11番（角田恵一君）

きのうも同僚議員の中で場所の問題というのが一つ出されておりましたけど、市長もそういう部分の中での合理的な部分、行政運営上の円滑な部分、駐車場の問題、それで、安心・安全の問題も総合的に判断したいということでございますが、実は私ちょっと不思議なのは、今回、平成30年度予算が計上されている中で、当然、基本計画というのを策定する以上は、一定、規模も当然でしょうし、その内容もそうだと思いますけれども、どこにつくるかということによっての幾つか出てくるわけですね。というのが、私、一昨年質問したときに、その前に熊本の益城のほうに行かせていただいて勉強させてもらったときには、やっぱりそういう基本計画を立てる以上は一定の候補地を幾つか選定をしながら、その中からメリット、デメリットをあわせて基本計画に織り込んでいくと。当然事業費も絡んでまいりますので、そういったことになりますと、私は逆に、この基本計画そのものの予算が出されておる以上は一定それに着手する段階では、ある程度の候補地というのは出さないと、また基本計画もでき上がらないのではないと思うわけですが、その点についてはどう考えておられるでしょうか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

済みません、御指名じゃないですが、ちょっと事務方の私のほうから説明をさせていただきますけれども、場所については未定でございますが、基本計画の中で現状の場所、それから、現在と異なる場所、それぞれおっしゃるとおり、それに伴いまして各種費用が、建設費、それから建設費に伴いますその諸費用、それから各種手続の費用、それとインフラ整備など、費用がそれぞれ変わってきますので、そのところも相対的に比較検討する材料も基本計画の中で検討しながら候補地については選定をしていくと、計画を進めていくという考えで事務方としては考えております。

○11番（角田恵一君）

平成30年度から機構改革によりまして、この企画の中に庁舎建設担当の係を置くということになっております。そういったことで、今後4月からはその係を中心にこの庁舎建設につ

いては進めていかれると思いますけれども、これ基本計画を早くつくらないと、先ほど市長が思っている、そういう平成36年じゃなくて前倒しという部分には間に合わないというのがありますので、やはりこれは早急に一定そういう部分も明確に出してもらいながらやらないと、それも議会に示してもらった部分も必要だと思いますけれども、市民のいろいろな思いもあるかもしれませんが、方向性はもう出ておりますので、こういったことについては平成30年度の早い時期にやはり明確にしておかないと前に進まないのではないかと思いますけど、その辺については中園副市長はどう思われますか。

○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

今回の庁舎問題につきましては、先ほどから議員のほうから質問もあっておりますとおり、平成36年度ということをめどにしておるのかということも質問がなされております。市長の答弁にもありましたけれども、できるだけ私たちとしても早い時期にこれについては建設して新しい庁舎のほうに移っていきたくておるところでございます。そうしないと、やはりその庁舎問題ではいろんな形で皆さんのほうにも御迷惑をおかけしておりますので、早い時期に建設をしていきたいと思っておるところでございます。

したがって、そういったことから考えていきますと、今、議員のほうから御指摘いただいておりますように、できるだけ早い時期からこれについては進めなければならないと思っております。場所の問題、そういったのも我々事務方としては、当然、今、幾つかの候補地も選定をしながら、事務方としてはある程度の、市民の人口規模、職員の規模、そういったのからいきますと、どの程度の庁舎が必要なんだということについては他市の事例、それから、国等のいろんな基準等を参考にしながら、あらかじめ事務方としては出しているところもございまして、あとこれを具体的にどのような形で進めていくのかということも、いろんな地域の中を調べてみますと、それぞれの中で進め方も違いますので、八女市の中でこういった手順でいったが一番いいのかということも、時間の問題もありますので、そこら付近についてはあらかじめ事務局のほうでは一定整理をしているところもありますので、早速、新しい組織が議会のほうで認めていただきましたならば、そこを中心としながらスピーディーに進めていきたいと考えております。

したがって、今出ておりますように候補地の問題、そういったのもある程度決まらなないと、基本構想、そういった中も当然絵を描くことできませんから、もう一番大事なことであるだろうと思っておりますし、場所の問題、それから先ほど申し上げましたとおり規模の問題、そういったのも当然大事ですから、候補的に決めていきながら、基本構想というのを策定するという形で進めていきたいと考えているところでございます。

○11番（角田恵一君）

集中的にそういう係を専門的に置かれるということでございますので、もうスピーディーにやっていただけたらと思っております。

ある程度、先ほどの論点形成の資料にも出ておりましたが、市民のそういう部分のいろいろな考え方が必ず出てくると思います、こういう庁舎建設とか、いろんな箱物問題についてはですね、一昨年12月にも申しましたけれども。そういった中では、やはり今回、機構によって変わる、そういう係が、主導権という言い方はおかしいんですけど、一定企画を含めて、将来の50年、100年を見据えた上での庁舎にしなければなりませんし、また災害に強い、そういった部分も含めて利便性のあるという総合的な判断の中で決定していくと思われまじけれども、やはりその中にはそれぞれの思いがあります。しかしながら、やはりそこは説明責任といいますか、説明を大事にしていきたいながら、市民のほうにそれぞれの状況を含めて周知していただきたいと思うわけですが、できれば、今の中間でも構いませんので、この庁舎建設については、議会ではこういうふうなやりとりをいたしますけれども、後でまた公立八女総合病院問題も取り上げますけれども、行政区長会とかそういった問題を通じながら状況報告だけはやっていただきたいと思うわけですが、それについては、もうここまで来れば別にいろいろどうだこうだということにはならないと思います、方向性は出しちゃっておりますので。ですから、その都度その都度の部分についてはできるだけ情報公開も含めてやっていただきたいと思うわけですが、その点については担当課としてはどうお考えでしょうか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今御指摘ございましたとおり、情報につきましては、その都度住民のほうに必要な情報については正しくお伝えをしていく機会を持っておきたいと思っております。行政区長会議とか折に触れて、機会を捉えて市民の皆様に対しましては説明を果たしていきたいと思っております。

○11番（角田恵一君）

庁舎建設についてはもう方向性が決まっておりますので、先ほども言いましたように、スピーディーにお願いしたいわけですが、1つ、きのうもちょっと市長のほうから出ておりました総合的に判断したいという部分の中に、やはり私は安心して安全な庁舎でない、もしものときはという部分もやっぱり、そこを最大限考慮していただきたいと思っております。やはり利便性も当然です。それはもう日常的な行政と市民とのいろいろな部分で当然だと思いますけれども、やはり一昨年、熊本地震とかそういった問題を目にした場合、絶対八女市が受けないという保証はございませんので、こういったことを含めて基本構想の中には最大限そういったのを優先的にしていただきたいと思っております。

じゃ、庁舎建設についてはこういう形で前向きでやっていただいておりますのでこれで終わりますが、関連で、一昨年質問しておりました業務継続計画、これも先ほどの答弁では、平成29年度末、今3月ですので、今度でき上がるということでございますけれども、私からすれば、一昨年12月に、当時の防災安全課長は確かに平成29年度中にはという話をされました。しかしながら、本来でしたらそこからすぐ着手していただいて、もう平成29年度の当初ぐらいは計画書そのものとして提示していただきたかったなという思いもしております。幸い大きな災害はありませんでしたので、今そういう業務継続計画というのは必要ない、必要ないというか、使われなかったわけですが、これについては議会においてもそういう部分も作成をもうしておりますし、そういった中で、ちょっとこの段階では、先ほどの答弁では、3月、本年度中には策定を終わるということでございますので、具体的にはどういう形の中でのなるのか、今の防災計画との整合性も含めて、12月のときに申しましたように、いざというときの業務をどう継続していくのか。パターンが幾つかあるかもしれない。例えば、この支所が被災を受けて使えないとか、本庁が使えないとか、いろんな課題の中で市民に迷惑かけないような業務をどうやっていくのか、その選定をしなければならないという形で防災安全課長は申されておりましたけど、今回策定が予定されておる業務継続計画については、もしこの段階である程度説明していただけるなら、かいつまんでお願いしたいと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

今、議員の御質問については、まず、国が示しております業務継続計画というのに定める重要な6要素というのがございまして、その6要素と申しますのは、まず1つは首長、いわゆる市長が不在のときの職務の代理の順位とかですね。あとそれぞれの対策部長がおりますけれども、その対策部長が不在のときの代理をする者の順番ということが1つです。2つ目に、今御指摘が 있습니다ように、本庁舎等が使用できない場合の代替庁舎のこと。3番目が電気、水、食料等の確保。4番目に、災害にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5番目に、重要な行政データのバックアップ。6番目に、非常時優先業務の整理というのがございまして、こういうものを業務継続計画の中で定めなさいということがあります。

それで、平成28年12月議会のときにお話がありまして、ちょうど国も県も、策定率が大変全国的に悪いということで、平成29年度に策定に関するセミナーをどこの県も積極的に取り組みました。そこで、福岡県もそのセミナーを開催するというので、市としましてもそういうセミナーを受講していく中で大事なポイントとか、あと策定のノウハウなどを学びながらつくっていくということなので現在に至ったということでございます。

そうしたことで、今ここにちょっと素案を持ってきておりますけれども、その中で、今言

いましたような要件とあわせて、やはり熊本もそうでしたけれども、朝倉市とか、大きな災害が起きると、どうしてもその市町村の力だけでは復旧が厳しいとなったときに、外部の自治体から応援をいただくと、そういう計画も入れた方がいいということで、今回、計画の中に受援計画も盛り込んだ内容とさせていただいているところでございます。

そうしたいろんな要件がございましたので、策定が年度末になったということでございます。

○11番（角田恵一君）

この業務継続というのは、やっぱりなかなか現実的に、4年前の私たちの受けた災害以降、大きな災害はここ八女市では受けておりませんので、必要性の問題というのがまだ認識されていない部分もあるのかなと思っておりますけれども、いざというときにはこの計画というか、確かにそのとおりにはないかもしれませんが、つくっておかないと、やはり4年前の災害時における経験というのが生かされてこないと思っております。

そういった中で、計画書ができたら早速議会のほうにも示していただきたいし、その計画書の中に一つ確認なんですけど、例えば職員の訓練といいますか、そういう日常業務に対するもしものときの訓練であるとか、市民を巻き込んだ、防災訓練は行われておりますけれども、現実的な市民に対する周知も含めた上での訓練というのが入っておるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

この計画書の中での後半になりますけれども、業務継続体制の向上という章を設けておまして、そこには当然、計画書の見直しのこと、それと、今御指摘がございました職員に対する訓練に関すること、職員の平常時からの心構えなり、備えという項目で、今、規約に定めておまして、これに応じて具体的な計画なり、訓練なり、研修なり進めていきたいと考えておるところでございます。

○11番（角田恵一君）

じゃ、できるだけ早い時期に完成品を提示していただきたいと思っております。その内容を聞きながら、また幾つかいろいろな形で説明というか、そういうのを求めたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、公立八女総合病院についての問題ですけど、これも一般質問初日に同僚議員のほうからいろいろな考え方が出されております。そういった中で、私、今回、いろいろ思う中で、1つは、初日に出されました質問に対しての市長の答弁を受けて、次の日に新聞に掲載されておりました。あの記事を素直に読まれた市民の方がどう思われるかとちょっと思っておるわけなんですけれども、市長、あの記事を読まれておると思いますが、西日本新聞の筑後

版に載っておりましたけれども、私が当日、初日に市長の答弁を受けながら、私個人的に判断した考え方と、どうも新聞記事に載っておる部分というのがニュアンス的にちょっとずれているのかなという思いを私個人的にはしております。

あれを見ると、筑後市立病院との統合という考え方の中の八女市長としては前向きの考え方という部分がクローズアップされて、なおかつ広川町とのそういった部分も大事であるというところもあるけれども、私はその辺の思いとあの記事が、市民が今から先どう感じるのか、感じるというか、公立八女総合病院は筑後市立病院と統合するのかなという思いが強い部分がちょっとあるわけですね、あの記事を見ると。ただ、私は市長の思いはそうじゃないんじゃないかという思いをしておりますけど、そこ辺をもし何か、再確認になるかと思えますけれども、公立八女総合病院のあり方、これについては必要性はもう当然認識してもらっておると私は理解しております。その上において、筑後市との協議を早く進めたいという思いも示されました。なおかつ広川町の考え方もと、八女地域の医療圏の問題も含めて、今後の公立八女総合病院のあり方等についてもやはり必要性があるという思いもされておりますが、現段階においては公立八女総合病院を存続という思いは市長も持ってあると理解しております。しかし、筑後市立病院との統合が前提であるという部分が全面的に出るならば、なかなかこれはという思いもしますけど、その辺について再確認という意味で市長の今後の公立八女総合病院の考え方について、まずちょっとお聞きをしたいと思えますけど。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

この公立八女総合病院の問題は、公立八女総合病院が今後どういう経営ができるのか、これが基本でなきゃならないと。周りがどんなに統合がいいとか、あるいは民間委託がいいとか言っても、公立八女総合病院としてこういう方向で行かないと、将来、公立八女総合病院は運営ができなくなるということが基本です。そのためには公立八女総合病院としては、やはり医師の確保、看護師の確保、医療技術の問題、あるいは今度中山間地の介護の問題、こういうことを総合的に考えて、こうしないと公立八女総合病院は財政的に行き詰まってしまうと。もう既に行き詰まっておりますけどね。

したがって、筑後市立病院も同じような環境の中にあるんじゃないかと。そうなった場合に、医師の確保というのが今どの病院でも非常に重大な問題になっております。その医師を確保できなければ経営は成り立っていかないんです。ですから、医師の確保をするためには、やはり2つが1つになって合理的に医師の確保を、久留米大学を中心に確保していく、この保証がないと、経営が行き詰まっていくと、単独では行き詰まっていくと、公立八女総合病院そのものがそれしか道はございませんとはっきり申し上げているわけで、さまざまな研究をこの1年間、公立八女総合病院としても再建計画も含めて実はやってきている中で、私も

療養中でしたけれども、いろんな情報は企業長、あるいは事務局長から聞きながら考えてきたわけです。そういうことを考えると、今はまず議会の皆さん方の御意見、あるいは執行部としての考え方、そして同時に、そうするためには筑後市立病院、広川町の協力ができないことには可能性はないわけですので、やはりもう結論を出して、私たちがこうしたほうがいいと思っけていても、企業として公立八女総合病院がそれじゃやっていけませんと、財政的にも行き詰まってしまいますと、医師の確保ができませんという基本的な考え方を解決していくためには、やはりこの方法しかないのかなという実は私自身は結論を、議会の皆さん方の御意見、あるいは執行部で検討委員会で議論した中で、そういう方向になりつつありますので、私としては。

ただ、申し上げたように、単独でいくことはできない、やはり筑後市立病院との合意が、あるいは広川町との意思の統一がなければ、これはできないわけでありますので、私としてはこの方向で進むしかない、公立八女総合病院としてもこれしかございませんという考え方でございます。

したがって、これでまだ全て解決したわけじゃありません、全てが久留米大学も含めて合意したわけじゃありません。しかし、市民の皆さん方は議会の答弁をごらんいただいたり、記事をごらんになって、いろんな御意見があろうかと思ひます。しかし、私どもはそういう市民の皆さん方の御意見は御意見として尊重しながら、いかにしてこの中山間地を持つ八女市の医療を確保していくのか、このことを責任持って議会の皆さん方と結論を出して進めていかなきゃならないという責任があります。もちろん、いろんな見方があろうかと思ひますけれども、私はこの問題は将来に向けた極めて重大な問題であると思ひておりますので、とにかく公として運営していける方法を選択しなければならぬと思ひております。

○11番（角田恵一君）

議会において設置いたしましたこのあり方検討委員会の中でも、公立八女総合病院企業団のほうから企業長に来ていただいて、公立八女総合病院企業団としての考え方をお聞きした経緯もござひます。

そういった中で、今、市長言われるように、県が示しております地域医療構想の中にもそういった広域的な部分の考え方も出されておる中で、それと久留米大学からの統合における医師問題と今後の考え方についても公文書で出されておるという部分もあつて、公立八女総合病院企業団としては、やはりもう筑後市立病院との統合でしか今後やっていけないのではないかという考え方を企業長は示されておると思ひております。

そういった中では、ただ、私がちょっと懸念するのは、例えば、市長が思つてある筑後市立病院との統合、広川町の理解、こういった問題が解決しないと前に行かないということになりますと、その時期が余り長く置かないということで前の質問にときに答弁されておるま

したけれども、例えば、公立八女総合病院企業団が今努力して、公立八女総合病院自体が赤字解消に向けていろんな形の中で努力をされております。これも数字的にあらわれておりますので、努力をしてあると私も認識しております。そういった中では、例えば、今後老朽化した建物の改修であるとか、医療機材においては新しい病院ということになると引っ越しで使えると思うんですけど、そういった部分の施設に対する投資とか、そういった問題を含めて、ある程度早い時期にめどをつけないと、二重投資というか、そういった問題の中で病院経営を余儀なくされるんじゃないかという思いもちょっとしているんですよ。

そういった中では、協議が調うという部分が大前提だと思いますけれども、アバウト的に、例えば、そのときにどの段階までが調べばいいものなのか。そうすることによっての今後の公立八女総合病院に対する投資的経費も抑えながら、次の新しい施設に対する部分に金を回すというか、そういう財源を回すというやり方もできましようし、そういったことを考えたときに、市長はこの前の答弁で、この議会が終わったら筑後市長のほうとお会いしてそういった部分も話すということも言われております。ただ、早い時期という部分がなかなか明確にならないかと思えますけど、これが調わない限りは今の現状の中で運営をしていくという、裏を返せばそういうことになるわけでしょうか。その辺についてはどうですかね、市長の思いというのは、まだまだ今からの問題ですので、どうなるかわからないということもありましようけれども、先ほど言いましたように、公立八女総合病院に対する負担金の問題であるとか、そういう維持経費の問題をどこまでやっていくのか。この辺をどう判断してあるのか、その辺についてちょっとお持ちならお願ひしたいと思えますが。

○市長（三田村統之君）

関係機関との協議は急いで、とにかく至急、方向性を出せるように、私、努力をしたいと思えます。今いろんな話は間接、直接やっているところがございます。

ただ、議員おっしゃるように、もしそれがまとまらなかったときにどうするのかと、今のままでいいのかと。今でも、例えば管理棟を含めて、いろんな実は運営上の支障があっている中で、どうするのかと。まして、平成28年度は6億円の赤字を出している。ことしはおかげで、企業長を含めて私も指示をいたしておりましたけれども、できるだけ合理化して経費節減に努めなさいということを申し上げておりましたし、その努力は当然公立八女総合病院としても今日までやっていただいております。したがって、今年度の平成29年度の決算では約2億円ぐらいの赤字におさまるんじゃないかという状況でございます。

だからといって、合意がなされないときに単独でやっていけるのかということについては、これは単独でやるということになりますと、市の負担が非常に伴ってきます。しかし、いわゆる八女市の医療の中核として、やはり公立八女総合病院は残さなきゃいかんという我々の責任がある中で、もしこれが合意ができなければ、また別の道を考えざるを得ない。それは

企業とも話をしておりますけれども、まずはそういうことよりも合意をすること、このことを最優先に進めていこうということにしておりますので、その点はひとつ御理解を。今の時点で、あれだけの記事だけで市民の皆さん方からいろんな意見が出るのは当然のことです。しかし、最終的にはきちっとした理解を得られるものにつくり上げるのが我々の責任であろうと、議会の責任であろうと思っておりますので、その点は御理解をいただきたい。

○11番（角田恵一君）

議会のほうにおいては、先ほど言いましたように、地域医療のあり方検討委員会というのをつくりながら方向性は出ささせていただいております。ですから、あとは管理者である首長も含めてですけれども、公立八女総合病院企業団、そういったところのいろいろな機関会議の中においての方向性は出していくわけですが、私は八女市議会としてはあくまでも公立八女総合病院は継続して公的な病院として残すべきであるということを明確に出しておりますので、このことを踏まえて、やはり先ほど言った合意の問題も含めて、厳しいかもしれませんが、八女市にとっては公立八女総合病院というのは八女市の医療の施設としては拠点になると思いますので、このことだけは持っていたきたいと思うところがございます。

これも先ほどの庁舎建設とあわせてですけれども、できれば途中経過も含めて、これは確かに広川町も含めた一部事務組合でございますのでなかなか難しい問題もあるかもしれませんが、また公立病院議会もありますのでなかなか難しい問題もありますけれども、八女市民に対する情報も含めて、こういう状況になっているんだよという部分を随時できる範囲で区長会等を通じながら情報なりを流していただきたいと思うところがございますので、これについてはよろしく願いしておきたいと思っております。

公立八女総合病院についても早急に早急にとっても、相手がおることでございますし、なかなか難しい問題もあるかと思っておりますけれども、基本は公立病院として、公立として存続していく、残していくんだという思いだけはどのような状況になっても持っていたきたいと思っておりますので、このことを要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

11番角田恵一議員の質問を終わります。

午前11時まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

12番服部良一議員の質問を許します。

○12番（服部良一君）

皆さんこんにちは。平成30年、私もついに還暦を迎えまして、ことしの年明けからもう既に花の咲く季節となりまして、時の過ぎるのが速く感じるきょうこのごろです。また、私たちもやらねばならないこととか、積み残していること、急いで片づけなければならないと感じておるところです。

通告しておりましたとおり、順次質問をさせていただきます。

第1番目に、豊岡地区への小石原川ダムからの上水供用について。

その1、近況状況をお尋ねします。

それから2番目に、供用後の料金設定はどうなるのかということでお尋ねします。

そして、2項目めに生活排水についてです。

その1、下水道、浄化槽、農業集落排水の使用料、管理費の内訳をお尋ねします。

それからその2、市町村設置型浄化槽制度についての調査は行っているのかと聞いていきます。

そして、3項目めに旧木屋小学校の再利活用について。

これもまたその1、近況の動きをお尋ねします。

それから2番目に、アプローチ、今後の対策、進展するための機構、プロジェクトを考えるべきではないかということで質問させていただきます。

あとは質問席にて行いますので、よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

12番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

豊岡地区への小石原川ダムからの上水供用について、近況状況をお伺いしたいということでございます。

小石原川ダム建設事業につきましては、平成29年8月にダム本体の盛立工事が開始されており、平成31年度完成予定、平成32年度供用開始の見通しとなっております。

豊岡地区への供用開始については、今後、水道用水供給事業体である福岡県南広域水道企業団と協議を行い、早ければ平成32年度から順次水道整備を進めてまいります。

供用後の料金設定はというお尋ねでございます。

上水道事業につきましては、福岡県南広域水道企業団から受水した水道水により、現在、旧八女市、立花町、上陽町において運営を行っております。豊岡地区の水道整備につきましても上水道事業として実施することになりますので、上水道と同じ料金設定を考えているところでございます。

次に、生活排水についてでございます。

下水道、浄化槽、農業集落排水の使用料、管理費の内訳はどうなっているかという御質問でございます。

公共下水道使用料につきましては、使用水量、または世帯人数に応じて算定をしております。

また、農業集落排水施設使用料につきましては、世帯人数に応じて算定しています。

浄化槽の維持管理費につきましては、保守点検、清掃、法定検査を行う費用で、浄化槽の大きさなどにより異なっております。

市町村設置型浄化槽制度についての調査は行ったかという御質問でございます。

市町村設置型浄化槽整備事業につきましては、平成6年度に国が補助制度化したもので、それまで各世帯が個別に設置、管理していた浄化槽を個人にかわり市町村が設置、管理するものです。県内では、みやま市を初め、5自治体が実施しており、昨年11月24日に担当者をみやま市に派遣し、情報収集を行ったところでございます。また、県内の浄化槽所管課で構成している福岡県浄化槽推進協議会筑後ブロック支部では、浄化槽に関するさまざまな課題について、先進地視察などを行いながら情報収集や意見交換を行っております。

今後とも、浄化槽の一層の普及促進と適切な維持管理について、引き続き調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧木屋小学校の再活用についてでございます。

近況の動きをお伺いしたいということでございます。

木屋小学校跡地の利活用につきましては、八女市のホームページを通じて、企業、事業者を広く募集しているところでございます。現在、1社の企業が昨年秋から複数回現地視察を実施され、企画内容等に対して交渉を実施しております。

アプローチは今後対策するのか、進展するための機構、プロジェクトを考えるべきではないかという御質問でございます。

企業とのアプローチは、ホームページを通じて実施しているところでございます。今後、必要に応じて組織の立ち上げなども検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○12番（服部良一君）

ありがとうございます。小石原川ダムからの供用が思ったよりも早いということで安心したところです。

この豊岡地区の上水道については、水質問題も含め、何度も質問しておる追跡質問でありますけれども、単に上水道が通っていないというだけの悩みではないということはもう何度か質問した中で御理解していただいております。

そこで、また再度聞きたいと思って、進展を伺うとか、料金設定はとっておりましたが、

これはもう今、市長が申されましたので、省かせていただきます。

それで、次にもう一つ質問したいのが、この豊岡地区の方というだけではないんですけれども、水不足ということに対していろんな意見を私たちも市民の方から聞いておるわけです。どういうことかといいますと、ダムからの供用がしかけていただいておりますというのは聞いてはいるけど、何年もかかっているから、もう当時、5年前、10年前となると、人口とか世帯数とかもずっと変わってきていると。それで、現時点で、例えば黒木簡易水道とか八女水道とかの水量で足りるんじゃないかとかいう質問もありました。または、ため池は農業用水とかで使っておられますが、そのため池なども、もう農業地が、大分世帯数が減って農業用水の水量も足りておるといことで、そういうのも利用されんのだろうかとかいう質問をいただいております。これについては、以前から水不足というのは何年も悩んできた八女市でするので、そういうところは調査してあると思いますが、いかがでしょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

豊岡地区の水道整備についてということで御質問いただいております、その他の水源の不足等はどうかという御質問でございますけど、正直言いますと詳しいところは把握してはいないところでございます。

ただ、豊岡地区につきましては、環境の変化や水量不足等により地元から水道整備の強い要望があって、市町村合併前の平成18年度に豊岡地区水道基本計画が策定されております。この計画においては、水源について、井戸による十分な水量の確保は困難であるということで、小石原川ダム建設が想定されておりましたので、福岡県南広域水道企業団から一日最大水量としまして1,000立方メートルの給水を受ける計画となっております。

現在、先ほど市長答弁にもございましたとおり、小石原川ダム建設事業につきましては、国の予算により、若干不確定な部分はあるかと思っておりますけれども、現在の見込みとしましては平成31年度完成予定、平成32年度ダムの供用を開始できるというような見通しとなっております。

今後、福岡県南広域水道企業団と、加盟市町村がありますので、その中で配分量についての協議が行われて、水量を決定して計画的に整備事業のほうを進めていきたいと考えておるところでございます。

また、水道事業の整備が困難な地域がございますけど、ここにつきましては引き続き、現在行っております飲料水改善事業補助金の活用で進めてまいりたいと考えております。

○12番（服部良一君）

平成32年がダムの供用開始ということは、八女に来るとは何年ぐらいかかるんですか。八女で供用できるのは何年ぐらいの見込みですか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

御説明申し上げます。

早ければ、順調に進めば、平成32年度から整備に着手できますので、終わったところから順次給水といたしますか、開始できると考えておりますので、早いところでは平成33年4月になろうかと考えているところでございます。

○12番（服部良一君）

地域によっては水質も心配されており、もう長年、上水道を待っておられる地域もあるということで、やっぱり市民の生命、財産を守ることはもとよりですが、何を残せるか、どれだけ問題を解決できるかとか、これはいつも市長が言っておられることですので、私たちがそれは同じことですが、冒頭に申しましたように、時の流れは非常に速くて、先ほど言いました人口問題とか世帯数も激減しておりますが、あのころは当然だったと思うものが、今では問題になってしまったとか、あのころは黒字だったものがもう赤字になってしまったとかいうのはよく聞く話です。これから大切なことは、できるだけ、今申されましたけれども、未来予想図といたしますか、先々、もう5年後、10年後ぐらいのことは見越して計画をしておかないと、こげんかつもりじゃなかったということがまたよくあるわけですね。

それで、人口と使用水量の比例のごたつとは随時というか、毎年することは要らんかもしれんばってん、計画を、何年ごろに水供用がある、そして、引かれない地域のためには何年ぐらいには黒木簡易水道、もしくはため池などを利用してかするとかいうシミュレーションといたしますか、未来予想図というのを立てなければならぬと思いますが、小石原川ダムからの引水とは別個に、そういうことは考えるべきと私は思うんですね、引きにくいところもあるから。そのあたりはどういう計画を立てますか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

現在、八女市には、旧八女市、立花町、上陽町では上水道事業、また黒木地区簡易水道事業、それから星野地区簡易水道事業と、3つの水道事業がございます。それぞれ水源も異なる事業ということもあり、現在のところ一つに統一はされておりませんが、今後そういった柔軟な事業展開、それから、今後、特に簡易水道につきましては人口減少等の関係もありますが、水量等の不足とかも今後、水質の問題もありますけど、懸念される部分もございまして、事業としては一つに統一して今後進めていく必要があるのかなと考えているところでございます。

簡易水道事業は特に経営基盤が脆弱な部分がございますので、今後サービス水準の維持を図る上では、どこかの時点で上水道事業に統合ということが必要であろうと考えておるところでございます。

そういった部分で、今後、水道整備については全体の状況を見ながら、計画の変更なり見直しを進めてまいりたいと考えております。

○12番（服部良一君）

水の仕入れ先がいろいろありますので、余り声を大きく言えないのですが、私のところが一番安い水道料金だろうと思いますけれども、合併協議会の時でしたか、いずれは一本化すると協議されておりましたので、恐らくこれは、いずれは生活基盤としては同じ八女市に住んでおるなら平等にならなければおかしいんじゃないかとは私も常日ごろ思っておったところです。近所の方から怒られるとは思いますが、そう思います。

この質問の最後になりますけど、副市長にお尋ねしますが、今の段階では隣の地区までは水道が来ているけど、うちは来っていない、あるいは、隣は水道料金が安いのに、うちは高いという状況に今なっているわけですね。もしくは、今申されたように、小石原川ダムからの供用が始まったとしても、八女上水道の金額に合うわけですから、同じ町内でも金額が分かれるわけです。

こういったことはやっぱり、生活基盤、同じ八女市に住んどって、東西南北どこに住んでも基準は一緒じゃなからにゃならんと思うんですが、副市長はそのあたりはどう思われますか。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今、担当局長も話をしていましたけれども、最終的に上水道の価格に合わせていきたいということでございますので、現時点で黒木地区と星野地区をちょっと比較しますと、若干の差があるということでございます。黒木地区のほうが一番低料金となっております。これにつきましては、今の上水道が一番高い形ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）上水道と星野地区につきましては余り変わりません。若干の差がある。（「ちょっとだけです」と呼ぶ者あり）

だから、最終的にはそこら辺も含めて、価格については上水道に移行していきたいと思っておりますので、これについてはいつからということも検討を含めて、さっき言った整備の問題もございまして、そこら辺を含めて時期については考えていきたいと思っております。

以上です。

○12番（服部良一君）

粛々と進んでおるということで理解したいと思います。

では、2項目めの生活排水についてお尋ねをいたします。これは一般質問の初日に同僚議員も同質問をされ、市長、担当課のほうからも答えていただいておりますので、なるべく角度を変えて質問したいと思います。重複する部分もあるかとは思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

下水道と農業集落排水は使用料ということですね。それから、一般御家庭の浄化槽につい

ては管理費を支払っていただいているということで、そもそも料金設定の性格が違うわけですのでそうなおるわけですが、一度、下水道委員会のために料金表を提出していただきましたね。これを見ますと、要するに7人槽とか言いますが、浄化槽の7人槽というのはタンクの大きさを示す単位でありまして、別に7人分ということじゃないわけですね。下水道の料金は7人分の料金をしてあるということで、管理費の7人槽と7人分の使用料を照らし合わせることに、私はこれは無理があると思うんです。このあたりどう思われますか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

御説明申し上げます。

議員御案内のとおり、下水道、農業集落排水の場合は、集合処理ということで汚水を処理場で処理しておりますので、基本的には使用された水量ですね、また世帯人員等により使用料を御負担いただいております。一方、浄化槽の場合は、槽の大きさ、先ほど5人槽、7人槽という表現がありましたけど、そもそもちょっと紛らわしい部分がある、何人槽という名前で表現されているところが非常に誤解を生んでおるところでございますけど、槽の大きさに応じた清掃保守点検料を委託業者のほうへお支払いされているということでありますので、基本的にそういう違いがあるということでございます。

そういう前提でいいますと、確かにおっしゃるとおり、単純に何人の何人槽という比較は成立しないということでございますけど、現在では浄化槽についても国の規制緩和といえますか、そういうこともありまして、以前でしたら家の大きさに応じた浄化槽を必ず何人住んでいても大きい浄化槽をつけなさいよということで進んでおりましたが、現在では人がそんなにいないのなら小さい槽でいいですよと国としても方針を変えておりますので、そういう部分も国のほうも十分考えた上で、そういう変更といえますか、規制の緩和をしてきたのかなと考えておるところでございます。

○12番（服部良一君）

性格が違うということはもう今申されたとおりですので、私と同じ意見だったと理解しております。

少し角度を変えて質問します。

下水道エリアにも属さずに、農業集落排水にも属していない、一般浄化槽にも属していない、そういった世帯がありますね。要するにくみ取り式、あるいは単独浄化槽もまだあるんですかね。そういう地域は八女市全体の何%ぐらい、もしくは何軒ぐらいあるんでしょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

御説明申し上げます。

平成28年度末の整備状況ということでお答えさせていただきますけど、行政人口6万5,027

人、このうち下水道を使われている方が8,006人、農業集落排水を使われている方が749人、浄化槽の方が2万4,564人となっております。

以上でございます。（「ちょっと違うんじゃない」と呼ぶ者あり）

○12番（服部良一君）

それは質問とはちょっと違っているんですけど、要するにくみ取りをされておる軒数と単独浄化槽をしてある軒数は、わからっしゃれんならわからんでいいです。ですけど、もしわかっただらということでしたが、その分はわかりますか。大方でもいいです。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

今、議員御質問のエリアごとの設置基数でありますとか処理の状況につきましては、細かく把握をしておりません。ただ、先般もお答え申し上げさせていただきましたように、浄化槽の数といたしましては現在、八女市内7,385基ということでございまして、処理人口につきましては先ほど上下水道局長が申し上げたとおりでございます。

また、いわゆる単独浄化槽、今、みなし浄化槽という表現をいたしますけれども、これが3,806基と、全体ではこういう数字になっております。これが今、議員おっしゃるように、地域ごとにそれぞれありますので、これは実際それをデータ化しないと把握ができないということでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○12番（服部良一君）

要するに3,806基、それよりも少し上回るわけですね、くみ取り関係があるからですね。その世帯は今後は、やはり環境問題に関してもそうですけれども、合併浄化槽を勧められるわけですね。下水道エリアの場合は下水道を勧めますけど、その部分においては合併浄化槽を勧められるということになりますよね。その部分が後々の話で大切な部分になりますので。

八女市全体の軒数からいったら何%ぐらいになるかというのが欲しかったんですけど、恐らく十何%だろうと思うんですけど、そういうことで生活排水基盤事業を進めるに当たり、世帯数とか人口推移は必ず調査しとかんと、後々面倒なことになったりするわけです。下水道地域についてはしっかりと調査されておりますね。ですが、下水道エリア以外の世帯人口とか、そういったことは調べておかなければならないと思うんです。

八女市の全体としては、松崎議員の答弁のときもありましたけれども、八女市の平均世帯人口は2.64人ぐらいだったと思います。この下水道エリア外の、要するに個人浄化槽も持っているところ、既存しておる浄化槽、それから、今申しました合併浄化槽も設置していない単独浄化槽とかいう部分における人口推移ですね、これは恐らく、もうお尋ねしませんが、2.64人を下回るんじゃないかと思うんです。調べてあるならお願いしますけど、恐らく

2.64人を下回るはずで。というのが、下水道エリアというのはやっぱり都心部でしょう。それから、浄化槽というたら山間部です。となりますと、1軒について世帯人口が少ないんですね。例えば、私の行政区を例にとりますと、少ない行政区です。27世帯です。そして、7人家族は1軒です。そして、6人家族が3軒、4人家族が1軒、3人家族が2軒、あとの20軒は1人か2人なんです、私の地域で。しかも——しかもと言うたらおかしいですけど、黒木町、ちょうど中心部ですよ。その周辺、山間部、こう考えてみると、1世帯にひよっとすると2.4人とか、そういった数字になりはせんじやろうかと思うんです。もし把握してあるならお願いしますけど、どうでしょうか。——ない。じゃ、続けさせていただきます。

仮にそうなりますと、屋敷が広くて、7人槽、10人槽に1人や2人で生活をされているというケースが多く見積もれるし、今から先も高齢化になって、ひとり住まい、核家族といいますか、そういうことがふえてくると想定するわけです。また、そういう人たちは高齢者ということもありまして年金暮らしの人が多いいんです。そうしますと、先ほど申しましたように、管理費を払わなんわけです。大きな屋敷に住んで、大きなタンクを使用して、管理費を70,400円払わにゃいかん。となりますと、下水道は7人住もうが3人住もうが1人だろうが、使用料なんです、基本料金プラス使用料。そしたら、同じ八女市に住んどって、その生活基盤となる排水について大きな差が出てくるということなんです。どうでしょうか。今の私の見解は間違っているのでしょうか、お願いします。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

料金に関しましては、先ほど御質問で上下水道局が申し上げましたとおり、それぞれ制度が異なっておりますので、これによって今、議員御指摘のような状況もあろうかと思っております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

個人の管理の浄化槽ですので、今の段階でとやかく言われてもと思われるかもしれませんが、下水道使用料より個人浄化槽の支払いのほうが割高になっているという管理費ですからね、なっておるということはもう明らかです。それで、これが行政手段がないのなら言いません。しかし、これは今、全国的にもこの問題は大きくなりつつあるんです。やっぱり高齢化社会ということでしょうね、減少しているから。

それで、先ほど説明あったとおり、平成6年に環境省が国庫補助制度を創設したんです。創設時は名称が違っていましたけど、特定地域生活排水処理事業というのが発足されました。そして、平成15年に浄化槽市町村整備促進事業というのに改名されて、現在、通称といいますか、市町村設置型浄化槽制度ということになっておるんです。要するにPFI事業という

んですか、そうなのですね。

このことを私も引退されました先輩議員から習いながら調査を始めました。せんだって私も、同僚議員と、みやま市、嬉野市、久留米市、3市に調査に行きました。そして、その制度を使ってやっておられましたけれども、嬉野市と久留米市で聞き取り調査をしたところ、両市とも下水道整備はされて、もちろん久留米はしておりますけれども、両方とも下水道を整備されております。しかしながら、赤字であるということを言われます、下水道は赤字であると。嬉野市に当たっては、あそこは下水道が市単独事業なんですね。ですから、計画エリアをかなり縮小してあります。これからも縮小すると言っておられるんです。というのが、この制度があるがために、調べられて、あったものですから、嬉野市はもう全面的にこれを押し上げていこうということで目をきらきら輝かせながらこの事業を取り組んでおられる状況です。

そしてもう一つ、これにいいことがあったのは、嬉野市の取り組みに制度がもう一つあります、地方創生汚水処理施設整備推進交付金というのがあるんです。これは、みやま市とか久留米市は使っていないんです。というのが、ずっと以前に整備し始めたからです。福岡県で一番早いのは香春町です。香春町がし始めたんですが、そのころは地方創生なんてまだうたっていなかったもので、今言った制度だけを使って、国が3分の1、県が3分の1して、町が3分の1という補助制度でやっておるんですけれども、嬉野市はこの地方創生汚水処理施設整備推進交付金を入れておるから、市の財源はもう全くと言っていいほど使わないでいいんです。そして、結局個人の方たちも、使用料になりますから潤いますし、行政のほうも補填は財源から入れなくていいと。あとは事業者と交渉の段階で手数料とかなんとかの問題をさっ引いていただいて、業者のほうも手間をとらないということで損はないということで、この制度を使ったら誰も損しないとか、赤字にならないということで、先ほど申しました、下水道は赤字ですよとどこも言っておられるのに、この制度がありながら使わない手はないなと私は思うわけです。これはいかがでしょうか。どちらか。

○環境課長（原田英雄君）

お答え申し上げます。

いわゆる市町村設置型を導入したらどうかということでの御意見であろうかと思えます。

市町村設置型につきましては、先ほど来、市長答弁にもありましたように、我々も現在それぞれの自治体の情報収集をやりながら研究しているところでございます。とりわけ、今お話がありました嬉野市においては、最近の事例、あるいは直近の事業でやってあるということで、申しわけございませんが、嬉野市につきましてはまだ私ども視察に行っておりませんので、ぜひとも近いうちに研修に行きたいと思っております。

これまで市町村設置型につきましては、合併以前からそれぞれ自治体も浄化槽の普及に向

けて一つの方策として検討がされてきたと認識をしております。そういう中で、先般申し上げましたが、汚水処理構想がそれぞれ進む中で、やはり下水道のあり方等の見直しも進んできておりますし、加えて、国もその進捗とか、さまざまな社会情勢の中で新たな制度を打ち出してきたと認識をしております。

その中で、今おっしゃるように、地方創生の中でも補助率の拡充をして普及を図りたいということで動きが始まってきているところだと考えておりますので、これにつきましては、とはいえ、まだ全国でもまだ普及率は少のうございます。私どもが把握しているところで、昨年度で市町村設置型はまだ176自治体であったかと思えますし、県内でもまだ5自治体程度でございますので、十分そこの事例も踏まえつつ、広範な八女市でございます、こういう課題につきましては、やはり長期的な視点に立って、さまざまな観点から十分研究をしながら検討していくべきじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

全国設置は176件と今言われました。九州では福岡5件、佐賀7件、長崎1件、熊本9件、大分2件、宮崎3件、鹿児島3件で、沖縄ゼロということで、九州ではこれぐらいやっておられます。福岡では、さっき申しましたように、久留米、うきは、朝倉、みやま、香春ということで整備されておるようですが、嬉野市のほうで説明されたのが、一番得と思うのは安心できますということでした。どういうことかといいますと、熊本の例を見てくださいますと、下水道は大打撃ですよ、もう復旧がとにかく時間がかかる、そして莫大なお金がまた必要になるということです。しかしながら、この浄化槽制度は復旧が早い、お金がかからない。先ほど言いましたように、財源を余り食わないわけですから、復旧にもお金がかからんわけです。ですから、災害にも非常に強いということなんです。

ですから、今申されたように176件しかないから、まだ事例が少ないと申されますけど、全国で176件は少ないかもしれませんが、下水道整備をされているところは省かれているんです。ですから、この数字がそのままじゃない確率なんですね。それからもう一つは、山手のほうでまだまだこの問題に普及されていないところなども入っていますからですね。この数字は少ないのか、今からふえていくのかはまだわかりませんが、今私たちが調査した内容からいきますと、災害に強くて、もしも八女市で災害が起きたときに、この下水道事業がパンクでもするならば、これは大変なことになりますね。この事業がありますので、これはやっぱり一考、今、課長も言われましたように、お互い、私たちもまだ勉強不足な面もありますので勉強しながら、そして課のほうも勉強していただいて、もしもこれが得するぞと、八女にはこれがもってこいだということであれば、やはりこれは進めるべきだと思います。

時間もまだありますけれども、大詰めになりましたので、市長、今お話を聞いたところで、

どうお感じされましたでしょうか、今の内容ですね。

○市長（三田村統之君）

この問題は全国の各自治体で検討をいろいろしている自治体が多いと思います。私どもも、特に議員御承知のように、平たん部と中山間地、広域的な中山間地を抱えておりますので、この中でいわゆるいろんな意味で、もちろん財政的な面も含めてですけれども、格差を縮めていくということは我々のまた責任でもあろうと考えておりました、この問題については少し時間をかしていただいて、今、課長が申し上げましたように調査もやります、研究もしたいと思っていますので、その点は御理解いただきたい。

○12番（服部良一君）

調査を進めていただくということもいただきましたし、生活基盤は平等でなければならないということもおっしゃっていただきました。上水道も下水道もやっぱり同じ八女市に住むなら東西南北どこに住んでも一緒だという、なるべく肩を並べるようなセッティングじゃないとやっぱり困るんじゃないかと思います。この問題もひょっとすると継続質問でまたいつかさせていただくことになるかもしれませんが、同僚議員の方たちにもしも同意を得られるようであれば、継続して調査に向かいたいと思います。

では次に、旧木屋小学校の跡利用について質問いたします。

統廃合して4年ですね。この間、どのような職種というか、ジャンルの企業が申し込まれたのか、お伺いします。数とジャンルですね、お願いします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

現在までの状況で、昨年12月の定例会でも申しましたけど、今現在交渉中のは1企業でございまして。それで、今まであったとか、ドローンの研修とか、体験、それとサテライトオフィスとして使いたいとか、間伐材を利用した製造業をやりたいとか、太陽光発電とバイオマス、メタンガス、そういう会社、それと、これもドローンの事業を実施したいということと、もう一つはこれはシェアハウスとか、ウェブのマーケティング、ゲストハウス、そういう企画のやつですね、これは企画書だけ出て、あと現地視察はありませんでした。それと、電話による問い合わせが2件、これは最近ですけど、2月の末に、それこそ今、日本の社会で問題になっておる労働力の不足ですね、こういうことで外国人の日本語学校をつくりたいという電話の問い合わせが2月末にあっております。それと、3月に入りまして介護福祉の分野からちょっと連絡が、これはメールでの問い合わせのみになっております。それと昨年12月に、これも福祉施設からの問い合わせという状況でございます。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

4年間でかなり申し込みと申しますか、連絡をいただいております。現在1件ということで、その現在1件のものは大切に成熟させていただきたいと思いますが、仮にこの1件もまた話が消えるようなことになる可能性もまだあると思いますが、今までこれだけ数がアプローチできておったのに、なぜ協議が進まなかったのかという分析、その原因追及はされたんですか。今後のためです。またこの1件がダメだった、あっ、次行こうと、また待とうやということになりかねんですよ。原因を知るとかんとやっぱりダメですよ。お願いします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

原因が、相手があることですので、詳しくはわかりませんが、企画書を出されたところ、それとメール、電話だけの問い合わせ等あります。それで、多分、相手の企業がいろいろなところに問い合わせして、どこが自分の企業として有利なところなのかというのはずっと探っているという、そのような状況は非常に感じます。具体的に、ちょっと今1件進んでおるところの状況を話させていただいていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

昨年9月に現地確認をしたいということでありました。それで、10月には社長みずから設計士を連れてきてあります。ことしに入りまして2月に2回、社長及び従業員5人と現地確認、それと、もう一回、2月に今度は設計会社の方と銀行員さんを連れてきてあります。3月に入りまして、3月2日、先週ですけど、これもまた市のほうに協議に来ていただいて、3月5日にまた現地を確認という状況でございますので、現在そうやって前向きに木屋小学校跡を利用したいということで検討いただいております。

それで、具体的な企画書がまだ出とらんという状況ですので、できましたら3月末ぐらいまでには企画書の提出をお願いしますという状況です。企画書が提出されましたら、それをもとにその会社のいろいろな運営面とか、雇用面とか、環境面で問題ないとか、地元の方が受け入れていただくものかと、そういうところの検討をして最終的には決定したいと思いますけど、そういう状況でございます。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

かつてない手応えと受け取っていいのでしょうか。そのようにいろいろ何回も調査に来られるということはかつてない手応えだと思いますけど。

先ほどから機構というか、〇〇室、〇〇委員会みたいなことを立ち上げるべきじゃないとか言っておりますが、この問題も4年たっておるわけですね。今回のやつが手応えあるならば成立してほしいんですけども、例えば、木質バイオマスの事業が来られたなら、やっぱり担当課プラス林業振興課との協議に入るとか、あるいは福祉関係であれば、もちろん福

祉課、IT企業であれば、ITもジャンル広いですけど、地域振興課でしょうか、そういうところと一緒に協議する、あるいは教育部門であれば、教育委員会と。教育委員会は本当はずっと入って行ってほしいんですけど。そういった組織を、今回のやつが成功すれば問題ないんですけど、もしものときのために申しますならば、先ほどの浄化槽のお話じゃありませんが、そういった〇〇室を、いつでも寄れるような体制をとるべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

相手企業によって課を超えた連携というのは必要になります。先ほどバイオマスのほうも林業振興課とその話があったときはしっかり協議を進めておりますし、福祉のほうがあったときにはそっちのほうと話をしております。

ただ、これがなかなか進まない、具体的にそれが進んでくると、そういう組織というか、課を超えての連携も当然これはもう必要になってきますので、必要に応じてそういう組織の立ち上げは今後必要になるかと思っております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

当然ですね、やっぱりそうして担当課を、垣根を超えて話し合わないといけない部分が多いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、同じような話になるかもしれませんが、本年1月30日と31日、総務文教常任委員会のほうで視察に行った先が、鹿児島県曾於市と鹿屋市に行かせていただいたわけです。学校再活用のテーマであったんですが、旧財部北中学校において職業訓練場がなされておりました。これは財政課だけではなくて、やっぱり今言われたようにあらゆるジャンルの方たちで成り立っておるわけです。一般の方たちも応援してあるようでした。それから、旧平南小学校ですかね、これについてはサツマイモの出荷場でした。これはやっぱり農業振興が携わられていなければならないわけですね。それから、旧高尾小学校はキクラゲ栽培、これも農業でしょうか、商業振興なんでしょうか、こういった各課が結びつきながら成り立っておるんです。正直言いまして、木屋小学校がまだ立派な建物です。向こうがかなり傷んどったと言っては失礼ですけども、木屋小学校がまだまだ使い勝手のいいというか、立派なものでした。

いずれにしても、やっぱり今後は一課で済ませるような問題じゃないと思います。4年もたっていますから、もうそろそろ結果が見えてくるのを期待するわけです。

本来なら教育長に聞きたいんですけど、携わっておられません。通告していませんので、副市長にお尋ねしますけれども、さっき機構のことを言いましたけど、これについては大体、

早速といたしますか、今、1社入っていますけど、それに携わる課を寄せて話し合うということとはできるんですか。中園副市長、お願いします。

○副市長（中園昌秀君）

組織につきましては、今回の3月議会のほうには機構改革の見直しということで出しておりますけれども、そういった形じゃなくて、適宜必要な場合についての組織だろうと思っておりますけれども、これにつきましては我々もプロジェクトチームというのを適宜組織化をするようにいたしております。このことじゃなくて、必要があれば、その事業等によって関係課が集まって、プロジェクトチームの要綱とかをつくりながら組織をしているということは数多くございます。

今、学校の問題が提案をされておりますけれども、これにつきましては、1つは市役所内部でつくっております公共施設のあり方検討委員会というのがございます。その中でも学校の廃校の跡地利用についてはどういった形でしていこうかということも当然審議をしております。その中で今回は募集していこうというような形で、今、担当課のほうでその募集業務に当たっていただいております。もう少し具体化すれば、またその検討委員会の中で報告いただいて、その中でも議論していくという形になっていきますので、そういった形ではプロジェクトチームを立ち上げてやっているということで御理解いただきたいと思っております。

○12番（服部良一君）

その1社が手応えありのようなお話ですので、成熟してほしいと思います。中園副市長もできる限りそのプロジェクトチームをつくりながらということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つだけ、この学校を貸し出すというか、提供するに当たって、鹿児島の場合なんです。契約時にはもう全面的に学校を開放するというか、貸し出されるわけです。そして、契約の段階で話がまとまったら、地域の方たちのコミュニティを用いられるわけですね。これは立ち話でその話をいただいたんですけど。例えば、運動場を何月何日は地域の方たちがイベントで使いたいというときには、もう率先して貸し出すようお願いする。あるいは避難所として使わせてくれないかと、これはもう常時そのつもりでおってくれというのは、もうその後に、契約後というか、同時にそれを進められておるということでした。

今、木屋小学校はどうですか。運動場はどうだとか、体育館はどうだとかという、その決まり事というのはあるんですかね。企業に紹介するときは全部ということをやっているんですか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

これは統合するときのいろいろ、当然、地元と教育委員会とずっと話し合ってきてあると思いますけど、平成25年8月末、これはいただいた資料でありますけど、体育館については防災拠点として活用したいとか、屋内運動場、これも体育館ですね——は地域の体育館として活用したいとか、そういうのは要望として上がっております。

それで、今、企業誘致で募集しておりますけど、一応体育館は使われませんよということで企業の方には了解をして、ほかの校舎のほうを使ってくださいということと、運動場についても学童がありますので全面使うということにはちょっと無理ですよということで話をしております。

以上でございます。

○12番（服部良一君）

よその例ばかり言ってもなんですけれども、鹿児島は一番使い勝手がいいのは体育館だそうですね。要するに、さっき申しましたようにサツマイモの出荷場、それからキクラゲの栽培、こういうのが一番やりやすいのが体育館だそうなんです。校舎のほうは事務所に使っているような状況です。職業訓練のほうは校舎でしたけれども、体育館のほうを使い勝手がいいという企業が多いそうですね。ですから、最初から体育館がだめですとなると、門が狭まってくるのも確かなんです。しかしながら、地域の方たちが必要とされて体育館を利用してあるならば、その辺が難しいところなんですけどね。私も一IT企業の方と知り合いになって、ちょっと木屋小学校を見ていただいたんですけど、これはいいですねと感心されました。

どうか、もう4年です。もう木屋小学校を何とか、今1社来ていると言われましたけれども、何とか成立するように、皆さん方努力していただいて、お願いしたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（川口誠二君）

12番服部良一議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○副議長（大坪久美子君）

都合により議長席を交代いたします。

休憩前に引き続き再開いたします。

2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

皆さんこんにちは。2番橋本正敏です。一般質問の最終日の午後ということで、ちょっと

気が緩む時間ではございますけれども、最後までよろしく願いいたします。

また、傍聴席の皆様、お忙しい中に足を運んでいただき、ありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

本日は、少子高齢化の進むこの八女市の高齢者に対する支援、その施策について2点ほど、それから、後継者が激減し、将来、存続の危機にある中山間地の産業について1点の質問をいたします。

人口が6万5,000人を割ったこの八女市の高齢化率は33.7%、上陽、黒木、立花、星野は約40%前後ですか、矢部は50%を超えております。この八女市において、総世帯数に占めるひとり暮らしプラスその他高齢者のみの世帯については30%を超えております。さらに、2世代、3世代同居の世帯であっても、日中は家に高齢者のみという世帯がかなりの数になると思われます。

これにつきまして、2点ほど、まず1点目は、緊急通報装置の利用者負担についてお伺いいたします。2点目に、運転免許証自主返納者に対する支援についてお伺いします。3点目は、荒廃竹林の解消をするための竹材の利用について御質問させていただきます。

詳細については質問席にて質問しますので、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

2番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、緊急通報装置の利用者負担についてでございますが、現在の装置の利用状況はどうかというお尋ねでございます。

平成30年1月末現在の設置件数は167件で、地区別の内訳はお配りしている資料のとおりでございます。

次に、次年度有料になる理由は及び利用のさらなる付加価値の追加についてにつきましては、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

緊急通報装置につきましては、これまで利用者の方が通報されると、消防通信指令センターにつながっていましたが、これからは市が委託をしたコールセンターにつながることになります。コールセンターでは24時間365日、保健師などの資格を持った専門のオペレーターが、登録いただいた利用者情報をもとに必要な対応を迅速に行います。

また、利用者の安否確認を行い、利用者の生活状況についても随時把握するとともに、心配事や困り事があれば、いつでも何度でも気軽に相談ができる機能の充実を図っております。

なお、新システムでは、事業者の委託料と機器使用料が発生しますので、その費用の一部を利用料として月額400円の負担をお願いすることとしております。

システムの更新に当たり、利用者には設置費用や通話料、機器のメンテナンス費用がかからなくなることや機能の充実など、システム全体の仕組みを説明しているところでござい

す。

次に、運転免許証自主返納者に対する支援についてでございます。

まず、運転免許証自主返納者に対する次年度の取り組みはというお尋ねでございます。

他の自治体の支援策なども検証した結果、八女市としては平成30年度新規事業として、70歳以上の運転免許証自主返納者に対して、八女市予約型乗合タクシーと市内の一般タクシーの両方に使用できるタクシー利用券を交付したいと考えております。

次に、乗合タクシーのエリアの改正についてでございます。

乗合タクシーの移動エリアについて、見直しの御要望があることは承知をいたしておりますが、乗合タクシー事業は現在のエリアを土台として成り立っておりますので、その改正には利用料金を初めとして、乗務員や車両の確保、予約受け付けや配車方法の調整、他の交通機関との関係など慎重な対応が必要だと考えております。ただし、今後とも地域の状況把握について、しっかり努めてまいりたいと思っております。

次に、住民票などのコンビニ発行についてでございます。

住民票などのコンビニ交付については、ことしの2月1日から全国のコンビニで午前6時30分から午後11時まで利用することができます。

発行できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、抄本、戸籍の附票の写しとなっております。利用される際には、電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要でございます。

次に、荒廃竹林の竹材利用についてでございます。

荒廃竹林の現状をまずどう見ているのかという御質問でございます。

八女市の竹林面積は全体で2,400ヘクタールとなっております。荒廃竹林は、旧立花町の調査に基づき推計すると、約1,700ヘクタールとなっており、年々増加しているのが現状でございます。

八女市では、造林事業における竹転事業などにより、荒廃竹林対策に取り組んでいるところでございます。

次に、竹材の利用価値でございます。

八女市では竹酢液の製造や竹粉とプラスチックの複合材による建築資材、工業製品などとして、年間約2,500トンの竹材が利用されております。このほかにも、市内の関連事業者においては、竹箸や竹堆肥などの製造にも利用され、年々竹材の需要は増加している現状でございます。

次に、竹材の切り出しと運搬についてでございます。

現在は主にタケノコ生産農家の管理竹林から伐採、搬出された竹が製造原料となっており、今後十分な原料を確保するためには、荒廃竹林からの積極的な搬出と運搬が必要でござい

す。

現在、八女市では荒廃竹林対策として竹林整備などに対し、国、県の補助に市単独の補助支援を行っております。しかし、荒廃竹林は地理的条件が悪い箇所が多いため、作業経費が高くなり、伐採と搬出が進まない状況であることから、本年度福岡県に対して伐採、搬出、運搬における経費についての補助支援制度の拡充や、新たな補助制度の創設を要望したところでございます。

今後も引き続き、国、県に対し、補助支援などの要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（橋本正敏君）

この点につきましては、初日、2日と、私、最終日でかなり同僚議員の質問と重複しておりますので、今まで聞かれたことと重複しないようになるべく聞くつもりでございますけれども、重なった場合は、今までのことを参考に簡単に答弁していただき、重なっていない部分については詳しく御答弁いただきたいと思っております。

まず、通報件数、通報内容、今までの緊急通報の内容とかを聞く予定でございましたが、きのう聞いていただきましたので、これは省略させていただきます。

ただ、誤報という言葉につきまして、今まで900件以上の誤報があったということで、そのうち実際本当に有効な通報は30件と。本当の重要な通報に対する誤報の件数が今まで極端に多かったので、この新システムについてはそういうのがなくなってくるということで有効であるという回答を受けておりますけれども、実際に受け手側、利用者側にとっての今までと違う内容について詳しく御説明いただきたいと思っております。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

まず、今回のシステムについて、その背景にも少し触れさせていただきながら説明をさせていただきますと思いますが、この4月からスタートいたします第7期介護保険事業計画には、高齢者が住みなれた地域で安心してお住まいいただける、しかも、できるだけ自立した形でお住まいいただけるような環境づくりというのも大きなテーマの一つでございます。今回、新たなシステムを導入する上で一番重要視してまいりましたのは、その環境づくりの一環ということで、緊急時の救急要請はもちろんのことでございますけれども、在宅の高齢者が住みなれた地域で安心してお住まいいただくための手助けになるようなシステムということで検討をしてきたところでございます。

具体的には、今までは救急要請が主たる目的でございましたけれども、利用者からの相談、あるいは日常生活のサポートも行えるようになるということで、相談内容に応じて看護師、

あるいは保健師、介護支援専門員が専門的に対応していくということになってまいります。

コールセンターからは、市長の答弁にもございましたように、定期的に安否確認、あるいは声かけも積極的に行っていただくようにいたしております。具体的には、詐欺電話とか、あるいは訪問販売の被害等に係る注意喚起とかをできるだけ高齢者と会話をすることで防いでいったりということを含めて生活の状況とか、あるいは高齢者の健康状態を把握していくというような体制もとっているところでございます。

また、日常生活のサポートということでございますけれども、例えば、高齢者がタクシーを呼びたいというときに、タクシーの手配、あるいは日用品の配達への依頼とか、あるいは家電製品が故障したときの修理の依頼、そういったものも一挙に受け付けて、それを代行していく、そういう日常生活のサポートに重点を置いたシステムということでございます。

これまで先ほど議員もおっしゃいましたように、高齢化が進んでまいっております。高齢者のみの世帯、あるいは高齢者独居世帯、現在7,700世帯を超える状況でございます。ぜひここら辺の有意義なところを御理解いただいて、積極的に活用いただくことを願っているところでございます。

○2番（橋本正敏君）

今までの通報システムが緊急を想定したシステムから、今回の新システムは日常的な介護の支援、サポートを重点に置いたということで幅広い支援ができるというシステムみたいですが、それでは、実際に400円の負担がこれからはかかるわけですが、今までの実際に主として支援していたお金、それから、今回400円に至った経緯をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

これまでのシステムの運営費といいますか、かかってきた経費を概略申し上げますと、これまでは回線使用料というのが必要でございました。通報装置用に3回線を利用しておりましたので、3回線分の使用料を行政として負担をしておりました。それと、緊急通報措置の設置、あるいは撤去にかかる費用等も支出をしておりましたので、もちろん、その年々でその件数は変わってまいります、大体毎年合計で1,300千円から1,500千円ぐらいの支出でございました。これからはそのサービスが充実した分、どうしても費用がかかってまいります。1つは機器のレンタル料、この機器はレンタルということでございますので、バッテリーの補填とか、あるいは故障したときの修理も全て業者持ちということでございますが、あとシステム、いろんなサービスの提供の費用ということで、1人当たり1,350円で契約をさせていただいております。今回、その費用、高齢者にとってもかなり有効にお使いいただけるということで、そのうちの3割の御負担をお願いするというところで決定してきたところでございます。

○2番（橋本正敏君）

実際に使用される方は、今までただだったのが400円にふえるということで、心情的に物すごく使いづらくなるというような、そう思っている方がたくさんおられると思います。実際、去年まで介護保険料が基準額で5,200円だったのが、ことしの4月から6千円にふえる。この介護保険料でふえて、そしてまた、このシステムの月400円という負担がふえるということで、心理的にどうしようかなと言われる方がふえてこれたら、これはもう、かなりマイナスでございますので、皆さんにどんどん使っていただいて、今までの緊急だけのことではなくて、日ごろから日常的な介護支援をしていただくというシステムに変わったということ強調されて、なるべく多くの方が利用されるよう、できるなら400円をもうちょっと下げてもらって、その辺を今後また検討されるなり、またこのほかに、400円上がったけど、実はこういう付加価値があるんですよという、例えば、去年、立花町ででしたけれども、不幸なことに、あるお年寄りが自宅で椅子に座ったまま亡くなられてあったという事例があります。それで、発見されたのは亡くなられた数日後で、椅子に座ったまま、おかしいなということで玄関から見たら座っておられるので、何でかなと思って近寄ったら、もう亡くなってあったと。このシステムは、自分がこのボタンを押したりしないとオペレーションセンターにつながらない。また、定期的なお伺いがあると聞きますけれども、それも定期的が何日ごととか、どのくらいの間隔ですのかわかりませんが、自分でボタンを押さないような状況で亡くなられるようなときに、これを緊急に察知してもらえそうなシステムをもう一つ付加価値としてつくっていただいたらどうかなと思います。

民間で、例えば、日ごろ使っている湯沸かしポットを使ったら、何時何分にきょうは湯沸かしが使用されましたというメールが肉親の方に伝わるというようなシステムがございますけれども、それに似たような感じで、自分で能動的にするんじゃなくて、長時間利用できなかったりした場合には自然と通報が行くというような、そういうシステムを付加価値としてつけてもらえれば、さらに利用価値がふえるんじゃないかと思えますけれども、こういったのはいかがでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

今回のシステムには、直接というのは含まれておりませんが、オプションとして準備されておりますのが、部屋にセンサーを取りつけて、一定時間動きがなければ通報されるというようなシステムもございます。また、これから御利用されている方々のいろんな御意見を伺いながら、こういったシステムがあったら便利だなというような御意見、まとめながら、今後事業者とも新たなシステムづくりにも努力してまいりたいと思っております。

○2番（橋本正敏君）

実は、本日の西日本新聞にこういう記事が載っておりました。大分市のエイビスという会社だそうですが、赤外線センサーで人の動きを感知して、その生活反応が一定時間なければ、スマートフォンのLINEで関係者に伝わると、通報するというシステムをこの会社がつくっているみたいですが、これがタイのほうに輸出というか、そこで大きく使われる見込みであるという報道が出ておりましたけれども、今後こういうボタンを押してから、今言ったように能動的なものではなくて、一定時間反応がなければ自動的に通報ができるというような、そういうシステムを今後取り入れてもらうのも一つの方法だと思います。ぜひこれは考えていただきたいと思います。

続きまして、次の2番目は、今年の6月定例会のときに私、1回御質問させていただいて、運転免許証の自主返納者に対する支援についてお伺いしたところ、検討しますということで、実際に先日の西日本新聞にもこのことが掲載されていまして、60千円の支援をするという報道がなされました。

八女市の後期高齢化率というのが、75歳以上の方が18.8%です。高齢者は本当に、実際は例えば、電車とか交通機関がちゃんと整備されていれば、いつでも返納したい気持ちはあるんですけども、自動車がなくては日々の生活ができないから、無理して自動車を運転しているという状況にあります。ところが、新聞報道とかテレビでありますように、高齢者の方の運転のミスで大きな事故がたびたび起きているという現状もあります。ですから、返納された後にも、こういう交通手段が充実してさえいれば、返納率はかなり上がってきて、また、その交通手段にとってもよりよくなっていくと思いますけれども、現在、この乗合タクシーとか、今、八女市でいろんなところから見学、視察に来られているみたいですが、私はそのときに、前に質問したときにも、エリアをもうちょっと考え直してくださいということをお伺いしたんですけども、実はその中で言いましたけれども、旧市町村の中で、地元の支所、本庁に直接この乗合タクシーで一つのエリアで行けない場所があります。すぐわかることですから、白木、北山地区はありません。どうやって行くかという、1回八女に来て、それから光友のこの支所に乗り継いでこないと行けません。2回来ないと行けませんけれども、それをどうか1回で来れるようにしてくださいという御要望をさせていただきました。

それから、本庁に行ったらいいですよということですが、本庁へ行くには、よそのエリアはエリア内300円ですが、本所に行くのは400円かかります。ですから、どうか時間帯でもいいですが、ある時間帯は左回りと、ある時間帯はそれを避けて右回りに3号線を回って支所と立花の白木、北山地区に回る2つのルートをつくってもらってはいかかと提案しているところです。ぜひこれをやってもらいたいんですけども、実は平成31年1月にJAの支所再編がございまして、立花もですが、全地区支所が統合されま

す。白木、北山、辺春、光友、全部統合されて、今、光友の地区センターがあるところに1つに統合されるように決まっております。そうすると、金融機関が郵便局だけになってしまうんですね。皆さんが今まで農協の通帳でおろしてあったのが、ATMだけは残りますけれども、ほかの共済とか保険関係が全部支所でやらなくてははいけませんので、必ず支所に行かなくてはならないようなことが出てくるんです。ですから、ぜひこっちの光友地区に行くバスを運行してもらいたいと思っておりますけれども、その辺、エリアの編成をもう一度考えてもらうことはできませんでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

今、御質問で御指摘の北山、白木地区、旧立花町ということになるかと思いますが、この地域は、ふるさとタクシー、乗合タクシーが始まる前、路線バスの時代から、生活の範囲と、それと行政の範囲がやや異なる、そういう特徴があったかと思われます。今回、乗合タクシーとして設定させていただいておりますエリアなりその路線といったものは、基本的にこの路線バスが廃止される、もしくは著しく減便される地域、それをなぞる形で設定しておりますので、現行のような形ということでございます。

また、行政に関する手順でございますけれども、合併後に至っては、本庁で処理できるというか、本庁で対応できるお手続きもふえているか、少なくないかと思われますので、もしその点、御不安等ございましたら、事前にお問い合わせいただければ、こちらでも対応は可能かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

今後もこういう事例はふえてくると思いますが、というのは、返納者がふえれば、バスの運行に支障を来すと、1台に乗り切れなかったら、次の時間に行ってくださいと、そういうのがふえてくれば、また考えていただけるのかもしれないけれども、隣り合った隣接のその際々のところは、もうちょっとカバーするようにお互いにグレーゾーンみたいなところをつくっていただいて、両方とも乗り入れができるような部分をつくっていただきたいなど、今後もこれは御検討願いたいと思います。

それから、先ほど言いました、ちょっと飛びましたけど、自主返納者に対する支援ですけれども、これは60千円が支給されるということですが、もっと詳しくお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

今、当初予算のほうに高齢者運転免許自主返納者に対するところということで、支援事業

という形で賃借料といたしますか、使用料のところは予算を計上させていただいているところでございます。予算資料等の中でもタクシー利用券、いわゆる八女市の乗合タクシー、また一般のタクシー、両方で利用できるタクシーの利用券をという考え方を持っております。また、このいろんな詳細については、今後要綱等を定めまして、その中で決めていくところでございますけれども、当初予算の算定上、当課の案といたしましては、300円の利用券を200枚、60千円相当分を交付いたしまして、実際、使われたタクシー券によりまして業者に精算をしたいというふうな考え方を持っております。そうしたことで、当課の案といたしましては、300円の利用券を200枚という形で考えているところでございます。

○2番（橋本正敏君）

60千円ということですが、これは期限はいつぐらいまでに使い切るとか、例えば、再発行とかそういうのはどうなんですかね。例えば、1年間で60千円使い切らんといかんのか、5年ぐらい、10年たっても使えるのか、その辺はいかがでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

有効期限の御質問でございますけれども、今の事務局案といたしましては、どなたに交付したかわかるような通し番号といたしますか、番号は利用券につけようと思っております。ただ、有効期限に関しては今のところ、掲載するとか、表示する予定はありません。先ほども申しましたとおり、今後、実際予算が可決いただきましたら要綱等を定めさせていただきますが、その中で詳細のことは決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（橋本正敏君）

それから、この乗合タクシーばかりじゃなくて、民間のタクシー会社とかバスの利用についても利用できるのかという点が1つと、またほかに、こういう交通手段ばかりではなくて、例えば、べんがら村とか市が指定している指定管理者で営業されているようなところの割引券とか、そういうものが出れば、より多く自主返納者側の方がふえるんじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

ただいまの御質問に関しましてですが、ただいま考えておりますのが一般タクシーと乗合タクシー、両方で使えるタクシーの利用券という形を、いわゆる交通手段の代替措置といたしますか、代替の方法という形での利用券を考えているところでございます。

県内の状況を見ますと、ほとんどがこうした移動手段のいわゆる自家用車の代替としての公共交通機関などを使う際の利用券というのが、県内はほぼそのとおりでございます。ただ、全国的に見ますと、例えば、熊本市だったり、奈良県につきましては、今、橋本議員が言わ

れるような市の施設とか観光施設、または商店街による、商店によります商品の割引やポイントサービスとか、そうした事例も見られます。ただ、これにつきましては、あくまでもそうした実際の施設を運営される方々のサービスと申しますか、経費の負担とかが生じてまいりますので、市のほうでは今のところは特にそこまでは考えておりません。ひとまず今回のタクシーと乗合タクシーの両方で使える利用券を交付させていただいて、しばらく様子を見ながら、今後の支援策については十分御意見をいただきたいというふうな形で、ひとまずはこうした今のことで思っております。

ただ、バスに関しましては、ちょっとこれは使えませんので、堀川バスさんが実際、65歳以上の自主返納者に対しましては半額で利用ができておりますし、西鉄バスさんについても、グランドパス65を利用される際に1千円割引とか、そういうふうな特典を設けられておりますので、あくまでも今回はタクシー等の利用券ということです。よろしく申し上げます。

○2番（橋本正敏君）

これで、なるべく多くの高齢者の方が自主返納していただいて、安心、安全に移動していただけることができるようにしていただけたらと思います。民間の商店とか、営業されている方もこれを支援する形で皆さんたち、補助券とか回数券とかしていただければありがたいと思っております。この辺は担当課としても、ぜひ一緒に話をさせていただいて進めていただけたらと、これは要望しておきたいと思っております。

それから、先ほどありましたけど、コンビニでの住民票とか戸籍票とかの証明書が発行できるということで、これはお年寄りの方でも近所で済ませることが出来ますのでありがたいことですが、実はこれ、証明書をとりとうするとマイナンバーカードが必要になるということで先ほど答弁にもありましたけれども、このマイナンバーカードが実際、きのうも質問していただきましたけれども、八女市では6%ぐらいしか今発行されていないということでございます。これをふやすためにも、ぜひこの自主返納に伴って免許証がなくなった方はこのマイナンバーカードをつくっていただいて、コンビニでもそういうのが簡単におろせますよというこの啓発は今後どのようにされていくものか、御質問いたします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

マイナンバーカードの普及率につきましては、昨日御回答させていただいたとおりなんですけれども、実は広報でこれまで昨年の9月、それからことしの1月、それから3月に3回、広報に載せさせていただいているところでございます。ただしかしながら、なかなか普及しておりませんので、実は来年度、写真を撮って手書きで申請する方法がございまして、実はタブレットでお写真を撮って申請できるような対応の仕方もございまして、そのような申請の方法をこれから高齢者の方たちにも利用していただきたいと考えているところでござい

ます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

それから、きのうも質問の中でございましたけれども、情報漏えいがかかなり不安というところでもございましたので、ぜひこの情報漏えいですね、高齢者の方、そういうふうで今オレオレ詐欺じゃないけど、振り込め詐欺もございますから、なかなかふなれなことは、悪い人がそういうものを突いて情報漏えいに持っていかれるということがございますので、ぜひこれはくれぐれも発行されるときには注意をされるように、ぜひお願いしたいと思います。

それから続きまして、荒廃竹林についてお伺いいたします。

荒廃竹林は、竹林が2,400あって、その荒廃が1,700ヘクタールということで、かなりの竹林が荒廃してきていると。それからさらに、その竹林に接している隣の耕作地であったり、畑であったりするようなどころにも竹が侵入してきて厄介になってきていると。これを食いとめるためにどのように今からやっていくかということについてお伺いしたいんですけれども、今、この施策というのは具体的にどういうふうに進んでいるんでしょうか、お伺いいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現在の八女市におけます施策ですね、特にこれは荒廃森林と同様、荒廃竹林におきましても70%が放置竹林になっているという現状の中で深刻な課題として捉えているところでございます。

そういった中、八女市におきましては、まず生産竹林、例えば、タケノコの生産とかそういった部分におきましては、県の補助事業に、これも例えば、タケノコ生産者に対する支援として、運搬機の補助とか、造成における補助とか、そういった部分での補助、県が3割、それから市がそれに継ぎ足しをしまして10%、計40%の補助支援をして生産竹林の振興を図っているところでございます。

あわせまして、放置竹林に対しましては現在、造林事業の中に竹転事業というものがございまして、これはあくまでも竹林を森林に変えていくという部分での事業でございまして、それに対します補助が国、県で合わせまして最高で68%出ます。それに市が32%継ぎ足しまして、ほぼ100%の事業で放置竹林対策に取り組んでいるところでございますが、そういった部分で、毎年、広い面積を一挙にするというのはなかなか厳しゅうございますので、徐々にそういった部分で補助事業を使いながら放置竹林対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

今までは竹林もタケノコ掘りをやって、生食用のタケノコを売ることによって産業として成り立ってきたわけで、それがやはり高齢化によってどんどん掘る人が少なくなって、どんどん荒れていっているというのが現状です。ですから、今後はタケノコを掘る人がなくなるので、今度は竹の竹材として利用価値を見出さなければ、もうこれからは竹林は荒れ放題になっていくと思います。

そこで、生食用のタケノコではなくて、タケノコの竹そのものの価値としてはどのように市として捉えられているのか、また、民間のほうでそういう価値をどんなふうにして今発掘というか、発見というか、してあるところを周知してあるのか、ぜひお聞かせください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

竹材関係の利用と申しますか、どういったものに利用されておるのかという御質問だと思いますが、例えば八女市でいきますと、今、立花バンブーによりまして竹炭、竹酢液等々、竹を原料にした製造をやっている現状でございます。近年におきましては、竹粉とかプラスチックの複合材による建築資材とか、工業製品化という技術も進んでおりまして、八女市に限らず、他の市町におきまして、例えば、工業製品、建築製品、建築資材として竹を原料にしてそういった製品が普及してきておりますので、そういったものに対する竹材の利用というのは今後どんどん進んでいくと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

竹材はこれからどんどん使われていくようになると私も思います。この市内でもそういう企業が独自に開発して、これを使っていこうという会社がふえてきておりますので、今までバンブーでは年間2,500トンの竹材の利用とありましたけれども、これは多分、数十倍に伸びていく可能性があります。ところが、その可能性として物すごく今、利用価値としてあって、その需要もあるんですけども、供給側、実際に竹を切って持っていく人が、先ほどもありましたが、タケノコを掘る人が今まで間伐として切って持っていただいていたものが、今度は誰も切る人がいなくなって、集まらなくなっているのが現状です。これをいかに供給を確かなものにするかということで企業が成り立っていくんですけども、今、バンブーに集まっている竹がキロ当たり幾らでいっているのか、御存じでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今、議員おっしゃられたのは立花バンブーということで理解してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

現在、立花バンブー株式会社で、これは主に、タケノコを生産されている管理竹林から切り出されてきた間伐とか、手入れをされた部分でそういった材を立花バンブーのほうで買い取りをしている現状でございます。通常、竹材におきましては立花バンブーでキロ6円で購

入をしているところでございます。中身、ちょっと内訳がございませうが、大抵現金でキロ4円と、あとバンブーの商品券の分としてキロ2円をして、計6円で購入をされているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

キロ6円ということですがけれども、実際、現金として入るのは4円です。キロ4円ということは、軽トラックは350キロ最大の積載ですので、大体1千円ぐらいじゃないですかね、2千円ぐらいですかね、軽トラック1台積んでいって、それぐらいのお金しかいただけないんですね。軽トラック1台持って行くのに、2日、3日かかって切って引き出してきて、それを軽トラックに積んで持ってこられるのは数日かかるわけで、とてもそれぐらいのお金をもらっていたぐらいでは、竹を集荷場まで持って行くということで、採算はとても合わないんです。ですから、この辺をどうか考えないと、この供給のほうに間に合わないと思うんですけれども、この辺については、課長、どんなふうにやったら集まるようになると思いますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

もともと立花バンブー株式会社自体の設立された目的と申しますのが、竹林の整備を推進してタケノコ生産を行う。これで農家の所得向上による農業活性化に寄与すると。要するにタケノコ生産を行うために管理をしていく、言い方は悪いんですけど、竹材はその副産物ということで設立されたものでございまして、ただ、やはり今後、確かに議員言われますように、竹材の需要と申しますのがますます求められてくるだろうという予想は私たちもしているところでございます。そういった部分では、やはり現在は実施箇所とか、あと竹材搬出における集約化等々によりまして、なるべく搬出等に、放置竹林の場合、コストを下げる工夫というものがようになってくるだろうと。そういった部分では、竹をトラックに積んで、例えば立花バンブーとか、そういった製品を生産しているところに持って行くんじゃなくて、例えば、現地でチップ化をしてトラックに積んで持っていくと、それだけ運搬効率は上がってくるというところで、そういった機械化ができれば、そういった方向性で持っていければなどというところでは考えているところでございます。

○2番（橋本正敏君）

今、チップ化と申しましたけれども、今後、これはチップにして持って行くというのは輸送手段で一番効率のよいやり方だと思います。

先日、南関町にバイオマス発電ができて、実は八女市からも供給をお願いしようと思っっているというような記事が載っておりました。ですから、竹は今からどんどん必要になってくるんですよ。今までバイオマス発電に木の未利用材を使っておりましたけれども、実は竹で

もそれが可能になってきております。竹の成分の中にカリウムとケイ酸、これがボイラーの窯を傷めるということで今まで敬遠されてきましたけれども、これを抜いて、チップ化してペレットにするという技術が、今、立花町と九州工業大学と連携し、八女市と企業と久留米大学の連携でこれを開発してございます。ということは、バイオマス発電にもこれから利用ができるというようになっていくようでございます。

という、先ほど申しましたように、年間2,500トンぐらいの竹の利用が、月に2,500トンぐらい、それ以上、3,000トン、5,000トンとなってくる価値はもうすぐ見えるわけです。ですけれども、先ほど言われましたチップにする機械、それから運搬するトラックが通るように道路を拡張する費用、そういうものがこれからどんどん必要になってきますが、私が実際に竹を切っている方に聞きますと、6円ぐらいじゃとても採算が合わんと。実はキロ当たり20円から25円ぐらいあって、やっとなんとんでいくぐらい、人件費がやっとなんと出るぐらいという回答をいただきました。ぜひこういうふうにいけるように製品が上がればいいんですけども、なかなか最初ほどの企業も試作段階で、試運転段階ですので、そんなに急にお金は上がりませんので、最初の運転資金になるぐらいのところは市から何か支援をしていただきたいと思うんですけども、実は福岡県では環境税、森林環境税というものを平成20年から取り入れまして、今後、平成30年からもまたやるということでございますけれども、これは林業経営の安定と森林の機能保全という考えでこの税金を集めて、それを収入に投入するという施策ですけども、ぜひこういう環境税を八女市に取り入れてもらって、こっちのほうから最初の資金として支援するというような考え方をしていただけないものかどうか、市長、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

竹林にしても、あるいは森林にしても、今、議員御指摘のように、伐採、運搬、特に荒廃森林については非常にこの伐採費、それから、運搬費が大きな負担になっております。今、課長から答弁をいたしましたキロ6円の補助金にしても、これは八女市としては十分配慮して、実は補助金の制度をつくり上げたわけございまして、竹林農家の採算が合うように体制を整えるというのは、これは竹林だけではなくて、八女市にはさまざまな農産業、農業です、あるいは他の産業ございます。そういうものを私どもは少しでも合理的に、利益が上がるように支援をしていかなければなりません。したがって、これみんなやっていますと膨大な資金がかかることとなります。したがって、竹林の問題は我々も十分承知をいたしておりますが、これも私としては、例えば、一定の竹林を伐採して、一定の集荷場所を決めて、そして、道路の周辺地域の竹林農家の人たちがそこに集める。それをバンブーテクノにまとめて運搬していくというような合理制、こういうことも今考えているところでございまして、

それから、議員御指摘のように、この竹林道が非常に狭いというのがございます。これが一つの大きなネックになります。しかし、竹林の道路を拡幅しますと、これもまた膨大な資金がかかることになるわけでございまして、そういう面では、例えば竹林が集中している地域に加工施設をつくって、そこに竹材を生産者の皆さんから集めてもらって、そこで作業して、運搬しやすいような形で持っていくと。こういうこともいろんな角度から私どもとしては考えていかなければならないのではないかと思っております。

確かに、キロ6円というのは、本当に竹林農家の皆さん方に対して申しわけないと思うんですけれども、現状で八女市の農産物、あるいは八女市の商工関係含めて十分な対応ができませんので、それは集中的に優先順位を決めながらやっていかざるを得ないと思っております。その中の竹林の問題については、やはり私にとってみれば上位の課題だと考えておりますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。私自身も現状はよく理解しておるつもりでございます。

○2番（橋本正敏君）

竹林だけではなくて、杉、ヒノキの林、全部含めたところで山が水と空気を守るということで大切な資源でございます。この環境を守ることによって、県民、山からおりてきた人たちの生活も守るといことがございますので、この環境税ですね、今後こういうのをぜひ取り入れてもらってしていただけたらと思っております。

それから、今答弁にありましたけれども、全体的な仕事の産業としてこれが成り立つように、買い取り価格が必ずしも20円にならなくても、その他の機械を導入するときの支援とか、道路を拡幅するための支援とか、いろんな面で多方面でしていただければ、その切り出しのグループがちゃんと生活していけるような、そういうグループができると思っておりますので、ぜひ御協力、御支援のほどをお願いしたいと思います。

本日はこれで質問を終わります。

○副議長（大坪久美子君）

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川口誠二君）

議長席を交代いたします。

休憩前に引き続き再開いたします。

5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

皆様こんにちは。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、大変お忙しい中、たくさんおいいただきましてありがとうございます。今定例会の一般質問、いよいよ最後となりました。最後までどうかよろしく願い申し上げます。

それでは、さきの通告に従いまして一般質問をいたします。本日は、行財政改革についての1点でございます。行財政改革という幅広い分野であります、今回は4点に絞ってお聞きいたします。

最初に、第7次八女市行政改革大綱について伺います。

平成28年度より5カ年における第7次八女市行政改革大綱が平成28年3月に策定され丸2年を迎えようとしていますが、ここまでの実施状況を中心に質問いたします。

2つ目に、市民と行政との協働のまちづくりについて伺います。

7年前の平成23年3月に、市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針が策定されています。この方針によれば、まちづくり団体との強固な連携、さらには権限移譲まで視野に入れた具体的な方向性が示されております。しかしながら、大半のまちづくり団体は基本方針に基づいた将来像までは描けていないのではないのでしょうか。

また、まちづくり団体を構成する基礎単位組織である行政区は、年々、規模の格差が広がりを見せ、小規模行政区では、行政区長の後継者、子ども会や老人会の存続など、悩みは深刻になっております。

そこで、いま一度、まちづくり団体、行政区長及び自治会の定義やあり方を整理しながら、今後のまちづくり組織についてお聞きいたします。

3つ目として、指定管理者制度など、アウトソーシングについて伺います。

民間にできることはできるだけ民間に委ねるという原則のもと、今や公共施設や公共サービスは民営化、そして、アウトソーシング導入による経営、運営が進んでいますが、当市も近隣自治体に比べて、より積極的に導入、活用されていると認識しております。

ただ、判断を間違えばサービス低下も招くことも危惧され、市民の視点に立ってどれだけ質の高いサービスを提供できるかを基本に判断することが重要と考えます。

そこで、アウトソーシング、今回は特に指定管理者制度導入の現状と今後についてお聞きいたします。

最後に、職員のモチベーションについて伺います。

平成28年度に人事評価制度が導入されましたが、この制度を評価できる段階ではありませんが、職員のモチベーション向上という観点で効果が発揮できる制度かどうか、注目しているところです。

また、行政運営の効率化と行政サービスの向上を主目的とした職員提案制度が設けられていますが、職員のモチベーションが上がり、さらには能力開発につながることを期待してお

ります。

そこで、この2つの制度を中心に、いかにして職員のモチベーションを上げていくのかをお聞きいたします。

以上、執行部におかれましては明瞭かつ前向きな回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

本日の一般質問、高橋議員、最後となりました。お疲れのところ、議員各位にはいましてばらく御辛抱をいただきたいと思えます。

5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

第7次八女市行政改革大綱について、第6次八女市行政改革大綱と基本的な考え方の違いがどうなのかという御質問でございます。

第6次八女市行政改革大綱は、市町村合併に伴い発生した新たな行政課題等に対応するための大綱として位置づけたものであり、その内容を着実かつ重点的に推進するため、定員の適正管理、公共施設のあり方検討、市補助金の総点検の3つの重点改革事項を定め、集中的に行政改革を今日まで進めてまいったところでございます。

第7次八女市行政改革大綱では、第6次の大綱の後継として、その取り組みを継承するとともに、引き続き安定した行財政基盤の確立のため、実施計画に掲げた取り組みを推進し、行政改革を進めてまいります。

次に、行財政改革推進委員会による進捗状況の確認でございますけれども、行政改革大綱の進捗管理については、庁内の組織である行財政改革推進委員会において進捗状況の確認を行っているところであり、確認結果につきましては、中間評価と最終評価後に公表したいと考えております。

次に、市民と行政との協働のまちづくりについてでございます。

市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針に基づく現状と今後の取り組みはどうかという御質問でございます。

市では、合併後、平成22年度に、市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針を定め、市内の21のまちづくり団体と市が、地域の現状や課題を共有しながら対等な立場で連携する協働のまちづくりを進めております。

この方針を土台として、地域振興計画の策定は平成29年3月に市内21地区全てにおいて完了し、まちづくりの取り組みは新たな段階に入ったと認識をしているところでございます。市といたしましては、今後も地域振興計画の実現に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、行政区のあり方についての検討状況と具体策はという御質問でございます。

平成22年2月合併から8年が経過をし、各行政区を取り巻く現状を把握し、安定した行政区運営を確保するために、全行政区長を対象とした行政区の運営に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果の全体からは、今後の人口減少や少子・高齢化を反映した各行政区の現状が読み取れるところでございます。

市といたしましては、今後、行政区と意見交換を行いながら、さらなる現状の把握に努め、円滑な行政区運営を確保していきたいと考えております。

次に、指定管理者制度など、アウトソーシングの活用についてでございます。

アウトソーシングは、どのような考え方や判断基準で検討、実施されているのかという御質問でございます。

公共施設の管理運営業務の外部委託については、その性質、立地状況などを勘案し導入を検討しており、民間のノウハウを生かすことで住民サービスの向上が期待できる施設であるか、また、市が行うより安価で同等のサービスを供給できるか否かを基準といたしております。

アウトソーシングを導入している施設の現状と課題及び新たな導入施設を含めた今後の具体策はどうかというお尋ねでございます。

現在、指定管理者制度を導入している公共施設は62カ所ございます。指定管理者制度を導入することで民間活力の活用や、より効率的、効果的な公共施設の管理が実現できるのではないかと考えております。しかし、他の公共施設の中には、設置後、長い年月を経過し、社会情勢が大きく変化している中で、時代に即応した対応が求められている施設もございます。

このため、今後も引き続き施設の利用目的や統廃合など公共施設の見直しについて検討するとともに、管理形態の見直しについても検討する必要があると考えております。

次に、職員のモチベーションについてでございます。人事評価制度の導入によって職員の意識向上につながっているのかという御質問でございます。

人事評価制度は、職員に対する公平かつ公正な評価を行うことにより、職員の能力開発及び育成に活用し組織の活性化を図るとともに、市民サービスの向上に資することを目的として、平成28年度から運用を開始しております。

この制度は、仕事の目標を設定し、その結果を評価する業績評価と、職務遂行の能力や勤務態度を評価する行動評価で構成しており、年度当初には上司と部下で面談を行い、仕事の進め方や方向性を確認し、さらに年度末の面談では、自己評価をもとに次年度に向けた改善点や新たな業務目標についての位置づけを行っております。

これらを通じて職員一人一人が仕事への意欲を高め、組織全体としての組織力の向上へつなげることを目指しております。

最後に、職員提案制度による成果と現状の課題はという御質問でございます。

職員提案制度は、提案活動を通して職員の英知と創意を行政運営に反映させるとともに、積極的な改善意欲の向上と達成感の成就を図ることを目的としております。

毎年20件前後の提案があり、職員の改善意欲は非常に高いと感じております。数件の提案が採択され、改善策が実現に至るなど、職員のモチベーション向上と住民サービス向上に効果が上がっております。

課題といたしましては、提案件数をさらにふやすため、より多くの職員が提案しやすい方法に取り組む必要を感じているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

まず、第7次八女市行政改革大綱について少し質問したいと思います。

私も第6次と第7次をじっくり読ませていただきました。その中で感じることは、第6次のほうは物すごく力が入っているなというか、よくわかりやすい大綱になっております。ところが、第7次になりますと、テーマというか「行革で、夢を」ということが私には全然伝わってこない内容といったら失礼ですけど、そういう内容で、結構、実施計画の中に全てを盛り込まれて、前書きの段階でどうしたいかというのがどうも入っていないような気がするんですが、そのあたりどう感じておられるか、まずお聞かせください。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、第6次行革での、これが平成23年から平成27年度の5カ年間で計画期間でありました。平成22年2月に合併をいたしまして新八女市が誕生して、その合併で生じた組織機構の肥大化や、ある一定職員数の増、それから公共施設につきましても、同じような公共施設が重複したりしておったということと、あとは、合併をして交付税ですね、今度合併算定替えがありますが、これについては、ある一定の年度で加算が終了してしまうといった内容について、こういったことを展望しながらつくった行革の中身でありまして、そういったところで、特に公共施設の今後のあり方、それから市の補助金の総点検、それと職員の定員の適正管理といった、この3つを重点改革プランと位置づけて集中的な取り組みを実施してまいったということです。

その第6次行革の成果を継承して第7次行革というのを作成いたしましたわけなんですけれども、今後は、実際、合併をいたしまして、調整期からいよいよ実働期へと入る中で、市民との協働のまちづくりを進めていくといったところをテーマといたしまして、この基本方針、骨格としてありますのは、市民の皆さんとの協力や市民サービスの向上、そして、夢と希望

のある未来づくり、あわせてそれを支える効果的な財政運営というのが柱になっております。

「行革で、夢を」というテーマについてでありますけれども、非常に矛盾しているような捉え方があるかもしれませんが、行革というのは決して絞るばかりではなくて、確かに今後、交付税の減少とかで収入減少、あるいは人口減少に伴って、将来の不安材料としてはありますけれども、将来の八女市の成長を続けていくためには、行革で経費節減で締めるばかりではなくて、ある一定、戦略的な投資をしていく。投資事業も、これも不可欠であるということだろうと思えますし、その行革によってそれは初めて成り立つことだろうと思っております。ですので、行革によって強く安定した行財政基盤を確立して、将来を展望する八女市をつくっていくということから「行革で、夢を」というネーミングになったということでございますので、よろしく願いいたします。

今後で……よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、よろしく願いいたします。

○5番（高橋信広君）

今の件はちょっとここで終わって、次ですね。今、市長答弁にもありましたけど、行財政改革推進委員会が設置されて会議も開催されているということですが、これはどういう形で進められて、実際、実施計画というのは相当あるんですけど、具体的にはどういう内容でこの会議が行われたかと、それと、進捗状況もあわせて教えてください。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

行財政改革推進委員会、今ありましたように、庁内組織として行っておりまして、平成29年は10月に開催をいたしております。行革の取り組みや課題、認識を全体化を図って職員の意識計画を促すということで、この行革の推進の状況については、各課担当課よりヒアリングを行いまして、その進捗状況を取りまとめて、この行財政改革推進委員会の中で出しております。

実施計画がございますが、その各項目ごとに活動指標と成果指標というのをつくっております。その指標に対します実績というのを報告いただいて、それに対して、達成していないところについては今後の課題、達成したところについてはその検証などについて協議を行いました。

進捗につきましては、七十数項目の項目がございますけれども、1項目1項目確認をいたしまして、その目標について実施計画の中で検証した結果については、もちろん所管の管内の中で再確認をして、未実施、あるいは不十分な活動については対策をきっちり行う。それから、現在課内で行っている業務作業について、事務、能率的な部分で非効率的なものはないのか、あったとすれば、その改善策についてはどういうことが検討されるかといったことにつきましても検討をいたしました。

以上につきまして、行財政改革推進委員会は、一応1年間、単年度についての検証を行いました。何しろ行革につきましては、単年度で効果が発揮できない部分もございます。計画期間が平成28年から平成32年間の5年間というのがあります。その中で複数年度にわたって初めてその行革の効果というものがあらわれる項目もございますので、これの評価については、中間年度に中間評価、最終年度に最終評価といった形で評価、そして、公表については、ホームページなり市の広報なりのほうでしていきたいと考えておるところでございます。

○5番（高橋信広君）

今の公表するという報告ですけど、中間報告というのは、中間年度ということは平成30年になりますけど、ことしの10月と捉えたらいいんですか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

言葉不足で申しわけございませんでした。

平成30年度末の年度末までの検証を行って公表になりますから、平成31年度の公表になるかと思われ。平成28年、平成29年、平成30年の検証を行って平成31年度の公表、（「何月ですか」と呼ぶ者あり）中間評価でございます。（「月」と呼ぶ者あり）月につきましてはできるだけ、可及的速やかに行財政改革推進委員会を開催して、調べましたら報告させていただきたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

もともとこの行政改革大綱の中には、これは定期的と書いてあったので、毎年という勘違いもあるので、この部分はぜひ次回からこれは定期的という言葉はやめていただき、それと、いつごろということは明記しておいていただきたいと思っております。

それで、この第7次については、もう最終的なのか、一番後ろの、この実施計画しかないの、第6次と違って、私の感覚では、いまひとつなんか力が入らないような気がしていますので、行革というのは永遠に続くと思うので、気を新たにぜひやっていただきたいということでお願いします。

それでは、中身のほうに少し入っていきます。

まず、市民と行政との協働のまちづくりということについて入っていきたく思うんですが、市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針と、これは平成23年3月に作成されておりますが、これほど関係者、特にまちづくり協議会の会長であるとか幹部の方に、21団体に全部説明がいつているかどうかをお聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

市とまちづくり団体の協働によるまちづくり基本方針につきましては、行政、そして地域

の皆様とともに、まちづくり活動の指針として活動のガイドラインとして活用しているもの
でございます。

この内容につきましては、基本的には常にホームページで公開しているものでござい
ますし、一堂に会された場で改めてこの方針について御説明というのは行ってはおりませ
んけれども、例えば、それぞれ現在、地域で地域振興計画等を策定していただいております
けれども、その策定過程の中で、私どもから支援する活動の中で、この指針の内容、趣旨と
いったものはその都度お伝えしている、そういった実績はございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

第6次行政改革大綱の最後の検証の中に、黒木地区だけに2回説明いただいている形跡が
あるんですね。この中身をずっと見ていきますと、ホームページにあるからということでは
済まない内容になっております。これをどうして今まで——機会はいろいろあったと思うん
ですよ。少なくともこれを渡して、最低限の方針ですから、あくまでも市とまちづくり団
体との協働ですよ。市だけでこう考えている、そこで終わっているような気がするんだけ
ど、そこについてはどうですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました部分については、まさに2つの、当事者である地域の皆様
と行政との2つの重要な役割でございますので、この指針の趣旨については、やはりきちん
と説明して御理解いただく、そして、御協力いただく、活動いただくといった形が望ましい
かと思っておりますので、今後しっかり御説明して理解していただけるように努めてまいり
たいと思います。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

それと、今の必ずやっただくという前提で黒木で2回ほど説明されましたけど、この
反応というか、これに対して何か実際やっただいた質問であるとか、そういうこと、わ
かりますか。平成24年と平成25年に黒木地区でやっておられますけど。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました平成24年、平成25年の黒木町でのいろいろ説明のやりとり、
ちょっと実績等確認しておりませんので、申しわけございません、こちらで御答弁するこ
とはできません。

以上です。

○5番（高橋信広君）

このまちづくり基本方針で地域振興計画、今もう全部つくられたということでここまで、あとこれからその中身について実施していくということはよくわかるんですけど、そこから先の話ですよ。いわゆる地方分権という、このところが私は八女市でこういうことが可能かどうか。ただ、地域によっては拠点というところがちゃんとある、コミュニティセンターを持っておられるようなところ、黒木地区あたりはひょっとしたらできるのかなと、あるいは立花地区でもできる、少なくとも旧八女市の中ではなかなかこのやり方が、地域分権というところはハードルも高いし理解が得られないような気がしているんですけど、今後どういう進め方をされるか、少しお聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回、行革というテーマで、この協働の問題についてもお取り上げいただいておりますので、これからの市町村の経営、財政問題含めて、職員の数含めて、そういうのを考え合わせますと、やはり地域の力、行政と地域との協働というのは非常に重要な一つの柱になってまいりたいと思っておりますので、基本的には、この協働の活動が活発化するような支援に我々は努めてまいりたいと思っております。

また、拠点の話でございますけれども、1つ、来年度予算でも御提案させていただいておりますのは、従来の交付金にそれぞれ地域で地域振興計画が完成したということで、その実施の足しにさせていただきたい。事務局の設置相当の費用として増額予算も計上させていただいておりますので、一つでも多く現在の計画が実現されて、そして将来にわたって、やはり自分たちの地域は自分たちでつくっていくという、そういった市政の中の一分というのは大切に、育てていきたいと考えております。

また、拠点についての御質問でございます。

全21地区にわたって協議会がございますけれども、そのうち16カ所については拠点という施設をお持ちでございますが、残念ながら5つの地域については最寄りに使いやすい施設をお持ちでございませんので、この団体につきましては、会議室の使用料相当額ということで交付金の中に含めまして支給させていただいておる、そういった支援を実施しているということでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今の話は、いわゆる地方分権というあそこまでのイメージをしておっしゃっていただいていると理解してよろしいのでしょうか。

それで、研究というのは、これは職員の皆さんで、まちづくり担当者会議、あるいは八女

市協働によるまちづくり研究会というのを立ち上げて、まず職員の中で勉強しようということになっておりますが、ここについての進捗というか、結果を教えてくださいませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、まちづくり担当者会議につきましては、これは年に1回程度でございますけれども、本庁と各支所を含めまして、地域づくりの担当者で会合を持っております。

また、後段の研究会のほうでございます。これは確かに立ち上げの実績は確認しておりますが、その後、活動については休止の状態ということでございますので、この活動が休止している原因等、これからちょっと探りながら、今後の地域づくり施策の展開のほうに活用してまいりたいと考えております。

○5番（高橋信広君）

地域分権の話なんですが、方向を理解いただくには相当な努力、それから熱意、あつれきもあると僕は感じているんですが、そういう意味では、まず、先ほどこれから説明会というか、皆さんに認知していただくところを早急にやっていただいて、これをやる方策として、一斉にやるという考えなのか、あるいはモデル地区をつくって、そこからやり始めるという、このあたりの考えはいかがでしょう。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

趣旨は、浸透をさせる、御理解いただくということで、その方法については、これからちょっと事務的にも検討してまいりたいと思っておりますが、しかし、基本方針ということでございますので、これはまず皆様に一律に御説明申し上げるというのが1つ自然な形じゃないかと思っております。

もう一つ特徴といたしましては、やはり地域ごとにまちづくり団体の成熟度と言ってしまうとあれですけども、活動の度合いというのも若干差がございますので、団体ごとにその状況、現状に合わせてサポートしていく、支援していくという考え方も必要かと考えます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

このまちづくり団体と少し絡みながら、これから行政区の話をしすり合わせしていきたいと思っておりますが、アンケートについては、先日も牛島議員のときにいただきましたので、内容はわかりました。

ただ、アンケートの中で、行政区の回収率も高かった、そういう中で、回答だけじゃなくしているんなコメントがあったと思うんですよね、どうしたい、そういうところ。何か報告できることがあったら少し御説明いただければ、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回皆様にお配りしておりますアンケートの調査結果ということは、一つはわかりやすさを主眼として、確かに自由意見の記載はございましたけれども、その内容も少し多岐にわたっておりまして、おおむね御意見の方向とか性質、そういったものに分けさせていただいて、その数をカウントするというので整理いたしております。もちろん、自由記載欄もございましたので、そこにはやっぱりそれぞれ、例えば再編であれば、メリットとしては、やっぱり人材の確保であったり財政の問題、そういうところで助かるという御意見もあれば、やっぱり地域の財産のこれからが心配であるとか、これまでのつき合い、人間関係、こういったところにも不安はあるといったお話もございましたし、また、区長業務につきましてもちょっとお尋ねしているところがございましたので、やはり区長業務についても、若干現状としては、負担が重いであったり、ちょっと見直してほしい、そういった御意見も見受けられておりました。

ちょっと雑駁でございましたが、以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ここで少し行政区という、それから自治会、あるいは町内会、自治会ということで通していきたいと思いますが、自治会と行政区の違いというところを少し整理しておくべきと私は思っています。定義というのが、実はまちづくりのこの基本方針の中にも幾つかいろんな定義があります。その中で、自治会というのは、「町又は字の区域等一定の区域に居住する人々の歴史的、伝統的な結び付きにより形成された地縁団体」と、いわゆる地縁団体ですよ。とか、行政区というのは見当たらないというか、定義らしい定義——ただ、八女市行政区長設置規則の中には、市長の定める区域と。だから、エリアとしては、先ほど言った地縁団体は、町とか字とか、そういうところで、過去からある地縁の団体が活動するエリア。それから、行政区というのはいくまでも行政が決めるところだということで、ここははっきり分かれているわけですね。それから、代表としては、自治会長、それから行政区長ということだと思います。それから、組織というところになりますと、自治会については自治会というそれぞれの住民の方々が会費を納めて会計もきちりとしたものがある、そういう会があるわけですね。ところが、行政区というのはいまはないと思います。あるところもひょっとしたらあるかもしれない。ただ、定義としてはないと。業務内容も当然ながら違うわけですね。八女市行政区長設置規則の第4条にあるものが行政区長の仕事だと。それから、自治会長は自治会長で、長くなりますけど、財産、資産、いろんな管理、これも書いてありますが、そういう区分けがはっきりしています。

そういうところからいきますと、今まで行政区の再編いろいろあるんですが、行政区とい

う捉え方をすれば、昨日もありましたけど、行政主導と、もう当然なんですよ。住民のほうから、自治会は自治会の、ここは住民がやる。だから、行政区というのはあくまでも行政がどうやるかと。もちろんその中に、住民の方々、行政区長たちとの協議は必要なんですけど、決めることについてはやっぱり行政だと思うんですよ。ここについてはいかがでしょう、この切り分けのところ。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいま御指摘のように、例えば行政区でありますとか町内会、自治会ですね、こういった皆様、一定の範囲を指しておられるということでございますが、その内容なり、その皆様の現段階での御理解、どういったものを理解してあるかということも千差万別と思います。行政側から申しますと、行政の一機構として地域行政を担っていただいているのは行政区ということで統一させていただいておりますし、これも市政の円滑な運営を図るため市長が定めた区域で、そこには区長さんがいらっしゃって、地域から推薦される形でお出になって、そして、市長が委嘱して一定の業務をお願いしている地域ということで、極めてこの解釈は機能的な解釈になるかと思えます。これに先ほど御紹介されましたように、地縁的なものでございますとか、いわゆる財産管理のものでありますとか、例えば伝統行事の伝統上のくくりも、こういった一つのコミュニティのくくりの中に入っておると思えますので、いわゆる行政区、そして再編ということを皆様に御説明し、そして御理解していただくには、このそれぞれの機能の違いをきちんと御説明してその区分けを御理解いただいて、いわゆる一緒になるもの、そして、いや、一緒にならずに、それから先もずっと残っていくものというものを、やっぱりあらかじめきちんと区分けして御説明申し上げることが大事なかなとは考えております。定義としてはこのような考え方でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この行政区と自治会をはっきり切り分けますと、例えば、今の行政区長というのは単なる行政区長じゃないんですね。自治会長兼行政区長ということで2つの肩書をお持ちだという。仕事内容がただ混在しているということをしっかり説明していただければ、少しずつひもは解けていくと思うんです。あくまでも地縁団体のところには行政区は触れないという、もうそこは前提と思うんですね。そこがもうどうしようもなくなったときには、多分、相談に行かれます。だけど、今の行政区の再編、あるいは統合とかいろんな話がありますが、それは住民側、あるいは行政区長から申し入れというのはまずないと、よほどのことがない限り、ないと思っていますし、また、行政区と自治会の切り分けを考えますと、それは必要ないというか、行政のほう为主导していただければいいのかなと思います。

ただ、今度は行政区長の話になりますけど、行政区長、例えば再編成して2つが1つになったときに、じゃ、片一方の旧行政区長の仕事はどれだけ軽減されるかと、そこはどう解釈されていますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

再編の場合の片方の区長さんの業務量ということですね。これは具体的事例に即して考えなければいけないと思います。もちろん範囲が広くなる、構成員が多くなることでスケールメリットが働いて業務が軽くなるという部分もあると思いますけれども、例えば、これから高齢化が進み、そして、もちろん山間部においては災害の危険といつも背中合わせの状況でございますので、そういった場合の情報の伝達であったり、あるいは福祉分野で地域で見守りをしようといったときに、その地域のサポートが必要とされている方にどれだけ目が届くかということでは、やはりそれはそのスケールメリットというのは余り働かない、やっぱり身近にいてほしいという、そういった業務の評価になってくると思いますので、これはそれぞれの、やはり機能ごとにきちんと評価して制度設計が必要な部分であると考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

行政区で一部というか、やっぱり小さな行政区の中には相当困っていらっしゃることも実はあります。今の統合とかいう話をすると、当然、町内会の統合というのは、これは先ほど言いましたように、もう住民の中で決めていただく。ただ、行政区ということになりますと、仮に3つの行政区が1人の行政区長がやった場合、行政区長じゃないお二人の仕事の軽減をどうするかということを実際に考えていただきたいんですね。もちろん、こちらの1人になったほうは仕事はふえると思います。だけど、こちらの2人のほうが小さくてなり手がなくなるとか、自治会長としては存続しますので、その方が自治会長にある程度専念できるような仕組み、要するに、行政区としての仕事、旧行政区長としての仕事をいかに軽減するかという観点を、そこを入れれば、この話は結構スムーズにいくと思っています。

それからもう一つは、行政区長の手当のことももちろんあります。これの標準平等割というところは、ここもぼちぼち見直す時期じゃないかと思っています。1つは、やっぱりこれだけ広大なところで、もう小さな面積、それから大きな面積、やっぱり面積というところを加味してあげないと、なかなか平等じゃないのかなということを感じております。要は、行政区長の統合というか、再編成した場合にどういう仕事の内容が変わるのかということをもう少し研究していただくと。

それで、1つ提案なんですけど、行政区適正化検討委員会的なやつを常時設定されて、こ

れから多くのところが人口が減少していくわけですね。そういう人口減対策ということも含めて常にやっぱり相談に乗れるような委員会というのは必要なのかなと。

実は、近くの柳川市が行政区適正化庁内検討委員会というのがあって、要綱も入っています。ここにけさちょっと電話したところ、やっぱり同じ悩みなんですね。やっぱり小さな単位のところ、こういうところを少し大きくしたいと、そういう検討委員会です。それから、なり手がいないとか、いろんな問題があって、そのためにつくった検討委員会ですということをおっしゃっていました。

それから、人口問題についても、今、エリアとしては21、このエリアだったら人口の推定は出ますが、町内、あるいは字という単位でも、これは立地適正化計画の、いわゆる手引きの中に町内会単位の人口推移というのが出せるような仕組みができておりますので、厚生労働省のほうで出しているやつですね。こういうのを参考にしながら、将来こうなっていくんだということを示しながらやっていくということはやっぱり必要かなと思っております。こういう考え、ちょっと市長どうでしょう。

○市長（三田村統之君）

行政区の統合、自治会の問題、これだけ広範囲になってまいりますと、先ほど具体的に行政区長のエリアの大小も考えんといかんのじゃないかというような御意見もありましたけれども、非常にこれは難しい問題でございまして、おっしゃることはよくわかっておりますし、これからも検討していかなきゃならない課題だろうと思えます。

しかし、年々人口が減少して高齢化が進み、条件としてはますます悪くなっていくと、行政区長の業務が非常に厳しくなっていくということは事実でございまして、そのあたりをどう行政区長の皆さん方、そしてまた、次の行政区長に、どこの行政区でもそうかもしれません、全てじゃありませんけれども、やはり次が、後継者がいないという問題、これがもう一番の大きな課題だろうと思っております。特に小さい行政区については、もう持ち回りみたいな感じで、もう何年か一回に回ってくるみたいな、そんなところまでありますので、それぞれの地域をよく分析して、同じように理解を求めても、行政区の統合を同じように求めても、同じような条件で同じような説明ではできない。その地域の事情も十分理解しながら進めていかなきゃならないと思っておりますので、これから地域分権をおっしゃるように、いかにして地方を疲弊させないのか、住みやすい地域として残していけるのか、あるいは地域で長い間の歴史の過程の中で守り育んできた地域の文化や伝統をどう守っていくのか、これはやはり行政区が中心になって今やっておりますけれども、これも非常に難しい。

長くなって恐縮ですが、例えば1つ、田代風流がありますね、行かれたことありますか。あそこは3つの行政区があるわけですね、上田代、中田代、下田代。それを毎年順番で運営をやっている。ところが、これはやはり柳河藩、具体的な中身はわかりませんが、当時か

らいろんな習慣、しきたりがあったんでしょ。風流のやり方の違いだから一緒にやるというわけにはいかないというんですよ。もうこんなに人口が減少して、そしたらもう3町一緒にやったらどうですかと僕は言ったことあるんですけども、そうはいかないと。慣習がやっぱり非常に根強く残っている。だから、どんなに少なくとも、上田代は上田代でやらなきゃいかんというようなことは一つの例ですけども、そういういろんな地域の中で課題がありますし、また福島の中でも、具体的なことはよくわかりませんが、今までも願いをした経緯があるかと思います。ですから、十分そのあたり、地域の活性化という大きな目標の中で、今後とも——これから八女市にとっては重大な課題だと思っています。だから、検討していくようにしたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

市長から御答弁いただいたのは若干ちょっと、私が言っているのは、あくまでも行政区と自治会の違いというところをはっきりしながらやらないと、なかなか再編成はできないというところがありますので、そういうことを含めてぜひ御検討いただければと思います。

それから、最後にこの件で、今までは再編とか行政区のことを言いますと、まちづくり協議会へというような話がよく出ていたんですが、昨日の答弁で行政区のあり方とまちづくり協議会、まちづくり団体との関係、ここは少し違う動きだということをお答弁されたと思います。そういう解釈でよろしいですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現時点でのまちづくり協議会ですね。行政区については、そのまちづくり協議会を構成する基幹的な存在ではいらっしゃいますけれども、組織と機能そのものについては現時点では別物ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

その回答は私も同感でございますので、そういう切り分けをしながら、ぜひこれからまちづくりのほうを、これから立地適正化計画のほうも進んでいくと思っておりますけど、片一方ではこの組織のあり方をやっておかないと、やっぱり住民の皆様は混乱というか、これから安心してというところにつながりませんので、ぜひよろしくお願いたします。

それでは、次の指定管理者の件で、きょうちょっとアウトソーシングという言葉を使っていたんですが、基本的にはきょうは指定管理者制度にちょっと絞って質問させていただきたいと思っております。

1つ、この指定管理者制度の中で、公募と非公募の、ここの判断基準って何かあるのかを教えてくださいませんか。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

指定管理者の選定に当たりましては公正さと透明性が求められるものでございまして、公募によることが原則でございます。しかしながら、施設の特性等により特定の者に行わせることが適当と判断される場合にはこの限りではございません。本市の場合も、その多くは地元の団体ですとか、市が出資した法人にお願いしているものが多く、このような結果になっておるわけでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

私も調べましたが、ここについては特に法的な規制は何もないというか、自治体のほうに委ねるということになっておりますので、そこについてはいいと思います。ただ、これは公募すべきだという、その判断基準を間違えないように今後ぜひよろしくお願ひいたしたいとは思っています。

それから、新たに今こちらの第6次行政改革大綱の中に、総合体育館を初めとした体育施設、これを検討していく、それから市民会館、市民文化会館というところも入っているようですが、このあたりの進捗というか、今、検討状況というのは、わかれば教えてください。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

第7次行政改革大綱の中の実施計画の中で、体育施設、それから市民会館、文化施設については、指定管理者の活用について研究をしていくということで定められています。今回の市議会において、来年度予算で、体育施設については、公共施設の総合的管理計画の個別計画をつくっていかうということで予算をお願いしていますが、そこに至るまでの議論の中で、やはり体育施設というのはしっかり見直していく必要があるんじゃないかと。合併後、やっぱり30を超える体育施設を持っておりますので、そういったものをしっかりとどのようにマネジメントしていくかという議論をしていく中で、こういった管理計画を定めていくことによっておのずと答えが出てくるんじゃないかと。そういった手法を使いながらやっていきたいと思っています。

あわせまして、市民会館、文化会館等につきましては、この第7次行政改革大綱の計画によりますと、平成32年度までに方針化をするんだという計画になっておりますので、それに沿った形で、どのような形で議論をしていくのかということも結論を出しながら、この計画に沿った進め方をしていきたいと、現時点ではそのように考えています。

以上です。

○5番（高橋信広君）

それから、この指定管理者のリストをいただいておりますけど、この中でというか、今、西洋フード・コンパスグループ株式会社に、いわゆる民間というところはここに少し集中していますが、ただ、今、指定管理者を導入して入っている施設の中で、例えばグリーンピア八女、それから、宿泊施設は星野の池の山荘など、要は類似した施設ですね。宿泊施設だったり、営利も伴うと。こういうところは、将来は一括で指定管理者を公募するというようなお考えというのはあるのかないのかをお聞かせください。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

類似施設は一括して公募すればということでございますけれども、確かにスケールメリットとか、そういったものは生まれるかとは思いますが。ただ、こういった検討は、具体的には所管課のほうで行いますので、ちょっと私からはそこら辺は差し控えさせていただきたいと思えます。

○5番（高橋信広君）

業者側から見たらスケールメリットが出る、我々から見れば選択肢がふえるということを含めると、サービスの向上につながるということもありますので、ぜひ検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

それから最後に、この指定管理者制度の施設一覧をいただきましたけど、これは特に公表しても問題ないと思うんですけど、公表はされませんか。

○総務課長（馬場 解君）

この一覧表につきましては、以前は公表しておったということで聞いております。現在はホームページにも載っておりませんで、何で載っていないかというのはちょっと定かではございませんけれども、いろいろそういったホームページがリニューアルする際に掲載情報の見直しを行い、もしかしたらそういった際に削除したのかもしれないと思っておりますので、今後どうするかはちょっとまた検討させていただきたいと思えます。

○5番（高橋信広君）

公表してまずいような内容では全くないと私は思いますので、ぜひ公表して、少しでもこういうことを見ていただいて参加するところがふえるとか、いろんなプラスになる要素も出てくると思えますので、ぜひ前向きに検討いただけたらと思えます。

それからもう最後ですが、人事評価制度については、なかなかまだスタートをして1年ちょっとなので、これをあだこうだとは言えませんが、私はいろいろインターネットのほうで見させていただいた評価制度のMBO的なやつがございましたけど、1つちょっと気になるのは、行政の皆さんの、いわゆる定量的な指標というのがなかなか出てこない。定性的なもので評価していくということがほぼ100%であるので、将来的にその辺の改善というか、

こういうことをやったらという、そういう改善策とか考えられたら、その辺を少しお聞きしたいと思います。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

人事評価ですけれども、議員御指摘、また、市長答弁のとおり、平成28年度から制度導入して実施をしてきているところでございます。その結果につきましては、平成28年度分があるということで、現在その結果の分析を出していただいております。

人事評価の目的の一つとして、御承知のとおり、職員の人材育成があるということで、その育成の方法としては、その業務についての目標を立て、それに向かって自己研さんをしていくと。その結果をまた自己評価して、それを評価者が客観的に評価をすると。その評価に対して必要な能力、求められる能力、その部分についてを補って行って、職員の能力を高め、そのことが組織力を高めて結果的に市民サービスへの向上につながるということを、大きく言えばそういうことで取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、私どもの業務につきましては、担当それぞれに業務内容が違いますし、出てくる結果もさまざまでございますし、例えば来客数が何人であったとか、そういうもので決して尺度が統一できるものでもございません。例えば大型事業をやって事業を完成したと、そのことが全て職員の評価になるかということ、またそれはいろんな見方があるだろうと思っております、その評価の尺度といたしますか、その辺については大変難しいところであるというのは議員の御指摘のとおりでございます。

しかしながら、現在としての職員のモチベーションを上げるということでは、それぞれの職員が今持っている業務の中での目標を1つ掲げて、それに対して自分が1年間どう取り組んだと、その努力した姿勢を上司が評価するということ、そのこと自体がメリットといたしますか、モチベーションにつながっていると考えているところでございます。その辺につきましては、具体的にどうこうというよりも、まずは目標を立てて上司と部下が議論をしていく、そういう職場風土、これまではそれぞれ個別に業務の相談等はあると思いますが、そういう具体的な目標をもとに議論をするということは制度的にございませんでしたので、そういうことをやっていくことで能力開発につなげていくということに尽きるだろうと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ちょっと今、この評価制度については、いわゆる昇格判断とか、資格であるとか、そういうところに使うために活用されておるということで理解してよろしいのでしょうか。

それからもう一つ、この期首面談、期初面談というのをやるということになっていきますけ

ど、期首、期初、もう非常に近いんですが、これは大体いつ、どういう形でやられるのか、これも質問します。

○人事課長（原 亮一君）

御説明をさせていただきます。

基本的な流れといたしましては、新年度に入りまして、それぞれの職員が自分の業務に対する個人目標をまず検討すると、大体4月でございます。4月中に目標を設定して、一次評価者である直近の上司と面談を行いまして、5月の段階で目標の設定を確認するということでございます。それで、1年間を通じて1月に自己評価ということで自分の業務を振り返り、それをまた上司と面談を行うと、2月にそれが確定するという一連の流れでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

まだまだ改善というか改良というか、いろいろ、できれば定量的なものを研究していただきながら、いずれは、例えば賞与とか、そのぐらいにはやっぱり反映できるような仕組みをつくっていただきますと、職員の皆様のモチベーションは上がってくるような気がしますので、ぜひ研究をお願いします。

それからもう一つ、これはちょっと人事について少しお聞きしたいんですけど、時々というか、私は気づくのはそんなにはないんですけど、1年限りで異動というのは民間でもよくあることなんですけど、異動する場合の、その方に対しての対応というのはどういう形でされていますか。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

人事異動につきましては、基本的には、1人の職員を育成するというジョブローテーションという考え方を基本にしておりますが、やはりそれは、これだけの職員数がありまして、退職でありますとか、急遽の業務が発生するでありますとか、いろんなそういうこともございますので、短期間で異動する場合もございます。それは当然ありますし、それが専門的な業務になりますと、逆に長期間、その職員を中心に仕事を回すということも避けられない状況もございます。そういうこともございまして、お尋ねの1年の異動の体制に特別な対応というのはしていないということでございます。しかしながら、それは当然納得していただくことが必要でございますので、その分については説明を十分に果たしていくということでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今おっしゃった、その十分な説明をぜひよろしくお願ひしたい。というのは、やっぱり1

年というのは、どちらかといったら、外から見ても本人から見ても、何で1年でというところは必ず出てくる場合が多いんですね。そういうケースについてはよく話し合いというか、なぜこうなったかということは、それこそモチベーションを落とさないようによろしくお願ひしたいということでお願ひします。

最後に、職員の提案制度なんですけど、これについては年間20件ぐらい来ているということで、報償的な制度はございますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

表彰制度がございまして、優秀賞には表彰状を市長のほうから渡していただいて、今後もしっかり頑張れというような、モチベーション向上につながるようなものをやっております。

○5番（高橋信広君）

市長、市長賞ぐらい出したらいいんじゃないですか。（「商品がいいんですか」と呼ぶ者あり）いや、お金がいいんじゃないですか。ぜひやっぱり成果が出たら、何か表彰だけじゃなくて金一封であるとか、何か景品でもいいけど、やっぱり職員のやる気につながりますので、ぜひお願ひいたします。

それからもう一つ、この提案の中に、職員の皆さんばかりじゃなくして、今、市民の皆様は物すごいアイデアを持った方がいらっしゃるんですね。ひょっとしたら市長に対するはがき、あるかもしれませんが、いわゆる制度をつくられて、市民の提案制度、これが大きな事業につながることもあると思いますので、そういうこともぜひ考えていただきたいんですが、市長どうでしょう。

○市長（三田村統之君）

制度としてはございません。ただ、私宛て、あるいは執行部の関係する部局宛てに市民の皆さん方から要望書というか、おはがきをいただいたり、お手紙をいただいたり、こういうことはよくございます。しかし、これについては、その都度、私に来た場合は担当部局に対応するように言うておりますから、すぐ担当部局が対応をいたします、手紙をいただいた方にですね。そして、そのお話をした結果をまた私に答えをするように今現在ではしております、制度としてはございません。

○5番（高橋信広君）

制度がないのはよくわかります。市長のところに集中して行っているということも承知をしておりますが、いわゆる提案制度ということ、市民の方から幅広く意見を聞くということが行政サービスにつながったり、そういうケースも全国的にも幾つかやっておられるところもちょっと散見されましたので、そういうことも御検討いただければということで提言させていただきます。

時間となりましたので、行革については、やっぱり大変な労力や、それから痛みも伴うと

思います。ただ、必ず実現させるという強い意思を持って取り組んでいただくことで、特に第7次行政改革大綱をもとに全庁挙げて実施いただくということで、3年後には市民の多くの皆様が「行革で、夢を」ということを実感できるように、ぜひ頑張っていたきたいということを強くお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会期日程に従い、あす8日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時30分 散会